別冊

へきなん地域福祉ハッピープラン

第４次碧南市地域福祉計画

第６次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画

＜素案＞

碧南市

碧南市社会福祉協議会

令和８年 10 月

野尻教授ご挨拶

市長ご挨拶

社協会長ご挨拶

目　次

第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の背景 1
　２　本市の地域福祉の基本的な考え方 2
　３　本計画が目指す姿 3
　４　計画策定の経緯及び策定の位置づけ 4
　５　計画の位置づけ 9
　６　SDGs の推進 11
　８　計画の期間 11
　７　計画の策定体制 12
第２章　碧南市の状況 13
　１　碧南市の現状 13
　２　市民意識調査結果 22
　３　団体等ヒアリング調査結果 29
　４　現行計画の評価 32
　５　課題の整理 38
第３章　計画の基本的な考え方 39
　１　基本目標 39
　２　施策の体系及び重点施策 40
第４章　地域福祉計画・地域福祉活動計画 41
　基本目標１　地域共生社会に向けた土台づくり 41
　基本目標２　地域における支え合い活動の推進 45
　基本目標３　支援が必要な人を支える仕組みづくり 48
　基本目標４　安全で安心に暮らせるまちづくり 55
第５章　成年後見制度利用促進計画 58
　１　計画と策定にあたって 58
　２　現状と課題 61
　３　施策の展開 64
第６章　再犯防止推進計画 69
　１　計画策定にあたって 69
　２　現状と課題 71
　３　施策の展開 72

第７章　重層的支援体制整備事業実施計画..... 75
1　碧南市における重層的支援体制整備事業の方向性・目標..... 75
2　重層的支援体制整備事業の基本方針..... 75
3　重層的支援体制の推進..... 76
4　重層的支援体制整備事業における各事業の概要 77
5　事業目標、事業構成、実施内容 77
6　支援関係機関間の連携に関する事項..... 78
7　重層的支援体制整備事業の推進体制..... 79
第８章　地区別計画 80
第９章　計画の推進 94
資料編 95
1　令和８年度碧南市地域福祉計画策定委員会委員名簿..... 95
2　碧南市地域福祉計画策定委員会規程..... 96
3　へきなん地域福祉ハッピープラン策定の経緯 97
4　各地区における活動記録及び効果 90
5　用語集..... 91

第1章 計画の概要

1　計画策定の背景

近年、我が国では、少子化に伴う人口減少や高齢化が進行するとともに、核家族化や単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりの希薄化が顕著になり、家庭や地域で助け合う機能が弱まっています。そのような中、社会からの孤独・孤立、８０-５０問題、ヤングケアラーの存在等、地域を取り巻く課題はますます複雑化・複合化しています。そのため、介護保険などの高齢者支援制度や障害者支援制度、子育て支援制度など、それぞれの制度の利用だけでは解決が困難なケースも多く、制度の狭間の見えにくいニーズに対する支援や、そのニーズをキャッチする難しさが課題となっています。

これらの変化を踏まえ、国においては、平成 29（2017）年の「社会福祉法」改正を受けて、地域共生社会の実現を目指す方針を示しました。また、令和２（2020）年の「社会福祉法」の改正では、複数の課題を抱えている人などの課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する仕組みとして、重層的支援体制整備事業を創設しました。

碧南市（以下「本市」という。）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、分野を横断した重層的な支援体制の充実を推進しています。

また、本市では、平成 18（2006）年度に「碧南市地域福祉計画」策定し、令和２（2020）年度には、「へきなん地域福祉ハッピープラン（第３次碧南市地域福祉計画）」（以下「前回計画」という。）を策定しました。近年は、市内の６地区で「地域福祉推進協議会」が開催され、定期的な会合が行われ、様々な主体的な地域活動が進められています。今後、本市でもますます少子高齢化が進み、人口も縮小していくことが見込まれる中、これまで以上に支援を必要とする人が増えてくることが懸念されます。

このたび前回計画が期間満了を迎えるにあたり、あらためて市民や地域の活動団体等が抱える課題や意識、方向性を把握するとともに、これまで推進してきた施策の評価・見直しを行い、新たな本市における地域福祉の方向性を示す必要があります。以上を踏まえ、新たな「へきなん地域福祉ハッピープラン（第４次碧南市地域福祉計画）」を策定します。

2　本市の地域福祉の基本的な考え方

これまで、本市はあらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、地域住民の支え合いや地域の様々な専門機関や活動団体とのネットワークのなかで、必要な支援や適切なサービス・制度につなぎ、自立支援をすすめるよう取り組んできました。地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。近年、社会・経済状況の大きな変化に伴って、これまでは福祉の対象となりづらかったひきこもり、虐待、雇用が不安定な労働者といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。

これからの地域福祉の在り方は、多様化する社会ニーズに対応しつつ、持続可能な地域社会を構築することが求められています。地域共生社会の実現には、地域住民の主体的な参加と多様な主体の協働が不可欠です。

本市では、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、地域の特性に応じた柔軟で創造的な地域福祉の在り方を模索し、ともに支え合う協働の取り組みを推進し、地域のことを自分ごととして考え、「ふだんの　くらしの　しあわせ」（ふくし）の実現を目指します。

「碧南市の地域力」

本市では、新川・中央・大浜・棚尾・旭・西端の６地区を単位として、それぞれの地域特性を生かした住民主体の活動を展開しています。本計画策定時にも、６地区で地域福祉推進会議を開催し、前回計画の評価、本計画策定に向けた意見の洗い出し、次期目標の検討を行い、今後は目標実現に向けて活動を展開してまいります。また、年１回、全地区対象の地域福祉推進会議シンポジウムを開催し、地区における実践的な取組について発表しています。特に本市では地域福祉推進会議に行政と社会福祉協議会がともに参加し、協働により地域を支える体制を構築していることが大きな強みとなっています。これらの取組は交流による顔の見える関係づくりのみならず、地域連携や防災など、幅広い分野で安心して暮らせる地域環境づくりに寄与しています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

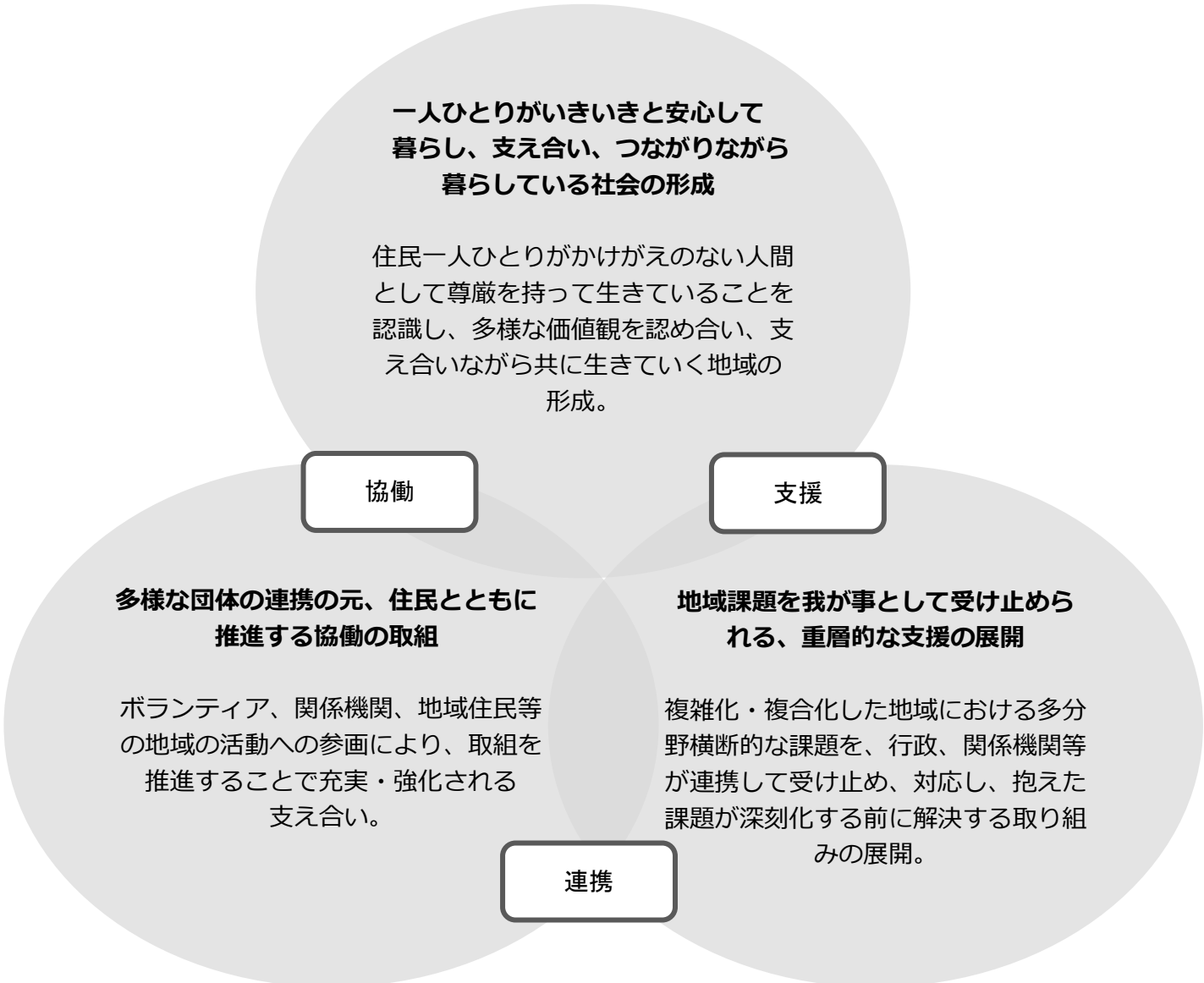
3　本計画が目指す姿

本計画は、地域福祉が基本とする住民主体の取組を更に充実させるとともに、各分野の施策をより効果的に展開する方向性を指し示すものです。総合計画の将来像である「新たな力とともに創る　笑顔と元気のみなとまち　へきなん」を踏まえ、世代や分野を超えて、全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、笑顔と元気をもとに暮らせる社会（地域共生社会）を目指し、基本理念を以下のとおりとします。

みなとつながり　支えあう　みなとまち　へきなん

この基本理念の実現に向け、今後本市が目指す３つの姿を掲げます。

住民一人ひとりが身近な地域や福祉について意識を高めるとともに、行政や社会福祉協議会、相談支援機関等が連携し、支援が必要な人を支える多分野横断的な仕組みづくりに努め、安全で安心に暮らせるまちづくりを目指すものです。



4　計画策定の経緯及び策定の位置づけ

（１）計画策定の経緯

■計画策定の経緯

行政

■平成１８（2006）年４月
「碧南市地域福祉計画」（10 か年計画）

社会福祉協議会

■平成 13（2001）年４月
■平成 18（2006）年４月
■平成 23（2011）年４月
「碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画」

一体的な策定

平成２８（2016）年４月
令和３（2021）年４月
令和９（2027）年４月

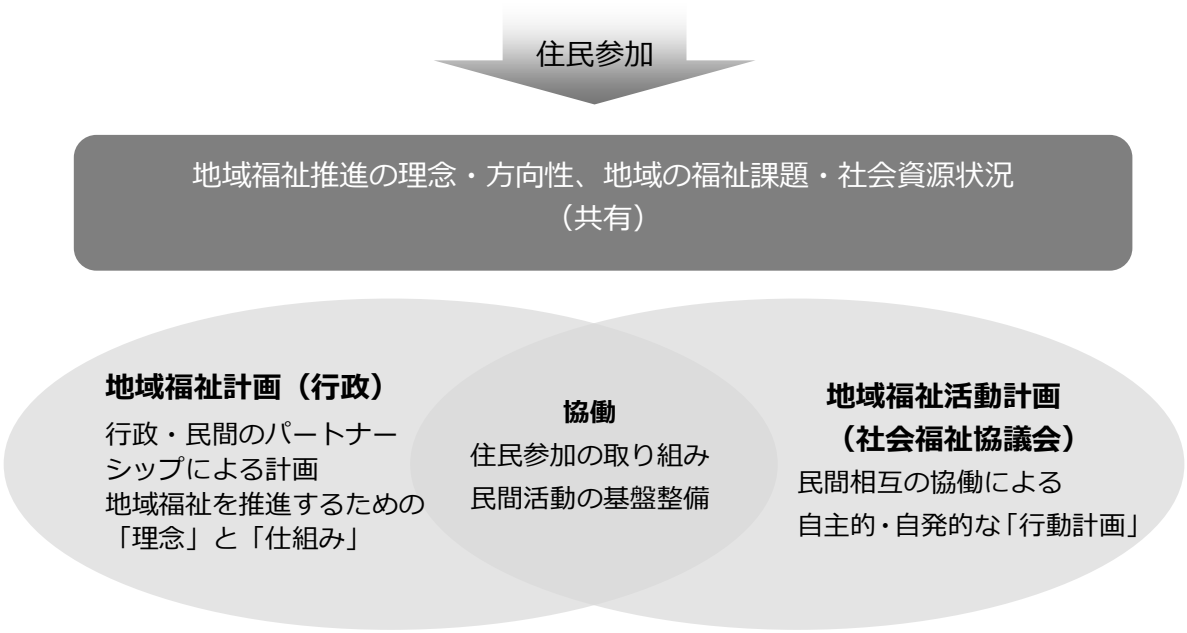
へきなん地域福祉ハッピープラン
（碧南市地域福祉計画・碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画）

（２）「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」策定の位置づけ

- **「地域福祉計画」**は、「社会福祉法」第１０７条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、市の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。
- **「地域福祉活動計画」**は、住民や、地域で福祉活動を行う人々、福祉に関するサービス等を提供する事業所等が協力して、地域福祉を推進していくことを目的とした民間の活動・行動計画です。社会福祉協議会が中心となって取り組むべきことを定めています。

行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、重なり合う部分が多く、行政と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効果的であることから、前計画に引き続き一体的に策定します。

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係



（３）社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、「社会福祉法」第１０９条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定された社会福祉法人です。

社協は、以下の事業を行う地域福祉活動の推進組織として、中核的な役割が求められています。

①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等
④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

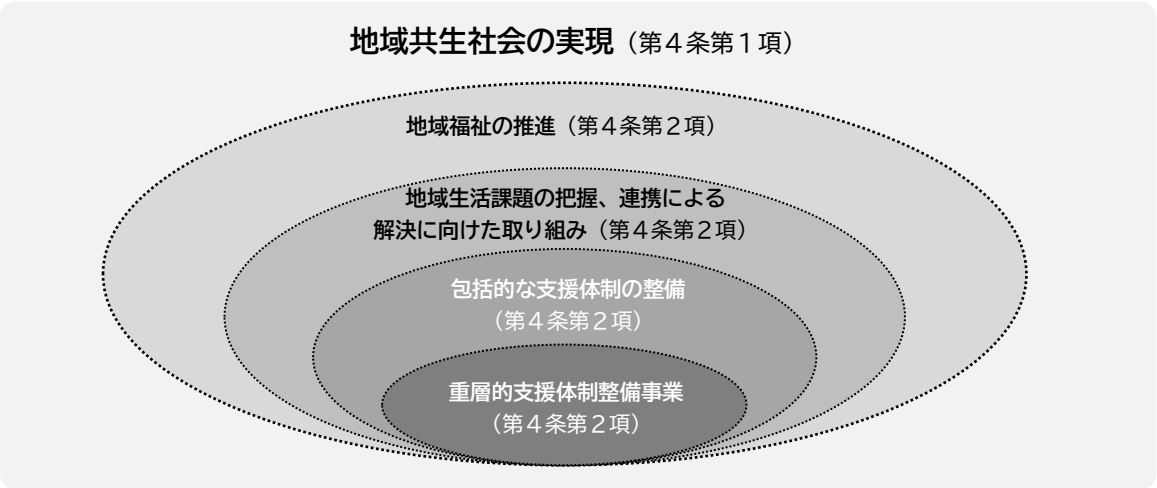
これを踏まえ、社協では、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

つまり、行政の手の行き届かない社会福祉に関する様々な事業を行うことで、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めています。

（４）包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業

「包括的な支援体制」は、平成 29（2017）年の「社会福祉法」改正により、市町村に整備の努力義務が課せられた地域共生社会を実現するための制度です。目的は、地域住民が抱える複雑な課題に対して、相談支援、地域づくり、参加支援、アウトリーチなどの機能を統合し、住民中心の支援を実現することにあります。令和２（2020）年の改正では、重層的支援体制整備事業が新設され、人口減少や担い手不足が深刻な地域でも機能を確保できるようになっています。市町村が主体となって地域資源を結びつけ、住民中心の支援を実現することで、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための総合的・協働的な支援の枠組みです。

■包括的な支援体制の整備と重層支援体制整備事業の位置づけ



資料：厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」資料より作成

「重層的支援体制整備事業」は、包括的支援体制を整備し、地域共生社会を実現するための重要な制度設計であり、分野横断的支援や地域資源活用を通じて、複合課題を抱える市民を「丸ごと」支える仕組みを構築します。

具体的には、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指します。

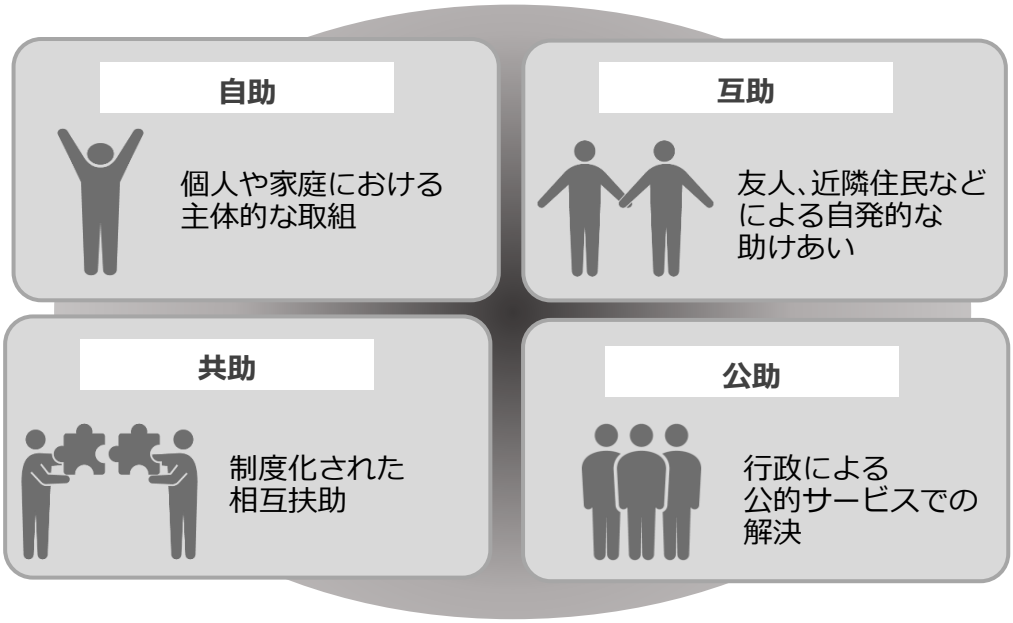
本市においても、誰もが安心して暮らせる地域を目指し、重層的支援体制整備に取り組んでおり、支援が必要な人への切れ目のない支援を実現します。

本市における重層的支援体制

本市の重層的支援体制については、既存の相談支援機関を活用し、全属性の関係団体・機関等との連携体制を基盤として、複雑化・複合化した課題等を抱える人・世帯を切れ目なく支援し、地域の連携体制を基盤として、支援体制を構築することを目指します。

（５）地域福祉を進めるための自助・互助・共助・公助

地域福祉を進めるためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点を持って、重層的に取り組んでいくことが大切です。また、これまではそれぞれが役割分担して取り組みを進めることに重きが置かれていましたが、昨今の複雑化・複合化する地域生活課題に対応していくためには、それぞれが重なり合って、柔軟に、できることを実施していくことが大切です。

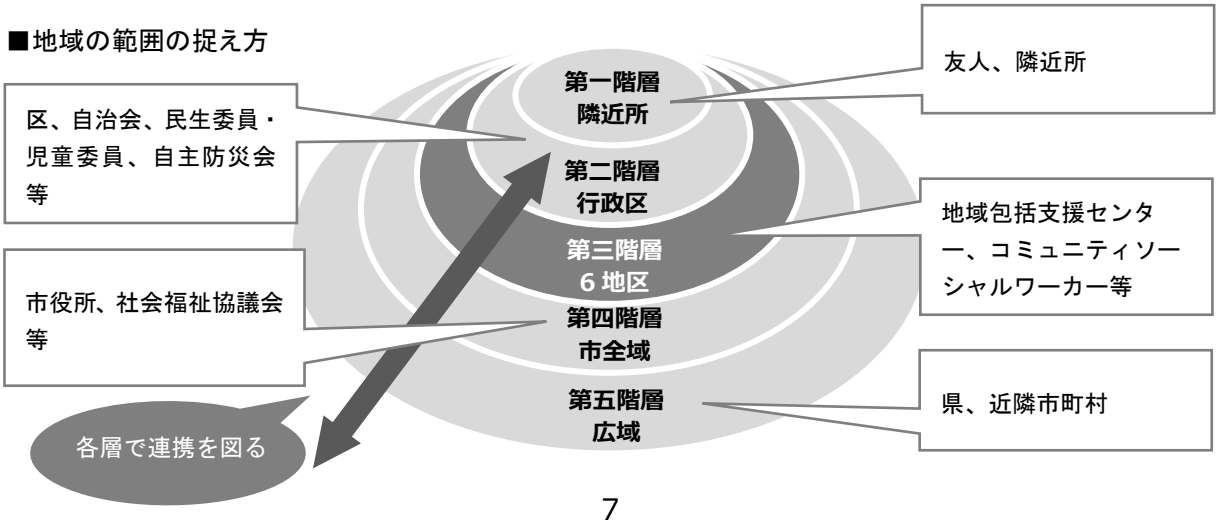


（６）地域福祉を進めるための圏域の考え方

地域福祉を推進していくには、身近な隣近所での支え合いから、行政や社会福祉協議会、福祉事業所による専門的な支援まで、地域の課題や実情を踏まえた取り組みが必要になります。隣近所の最も小さな範囲から、市全域、県・広域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を展開することで、効果的な活動を推進することが大切です。

本市では、これまで市内６地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において地域福祉推進会議を開催し、地域福祉を進める主要な圏域として役割を担ってきました。今後も、６地区を単位とした課題検討や取り組みの実践を進めつつ、地域を重層的に捉え、各階層が相互に連携し、適切な範囲において多様な施策を展開していきます。

■地域の範囲の捉え方



（７）国の動き

国では近年、「地域共生社会」の実現に向けた様々な動きがみられます。詳細は以下のとおりです。

■地域福祉に関する近年の動き

年月	法律等	概要
令和３（2021）年４月	**「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行**	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和５（2023）年３月	**「第二次再犯防止推進計画」閣議決定**	「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、令和５（2023）年３月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの７つの重点課題が位置づけられており、96 の具体的施策が盛り込まれています。
令和５（2023）年４月	**「こども基本法」施行**	次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的として制定されました。
令和６（2024）年１月	**「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行**	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現を推進することを目的として制定されました。
令和６（2024）年４月	**「孤独・孤立対策推進法」施行**	国・地方公共団体等において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。
令和６（2024）年４月	**「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」施行**	「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的として制定されました。
令和６（2024）年６月	**「改正子ども・若者育成支援推進法」施行**	国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。
令和９（2027）年４月	**「社会福祉法」等の一部施行予定**	地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充として、頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実や、成年後見制度等の適切な利用の支援について制定され、一部の段階的施行を除き、令和９（2027）年４月に施行される予定です。

5　計画の位置づけ

（１）計画の根拠法

「へきなん地域福祉ハッピープラン」は以下のような法律に基づき策定します。今回の計画から、新たに「再犯防止推進計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」も包含した計画として一体的に策定します。

■計画の根拠法

第４次碧南市地域福祉計画	「社会福祉法」第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画
第６次碧南市社会福祉協議会地域福祉計画	碧南市社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画
碧南市成年後見制度利用促進計画	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第１項に基づき策定する計画
碧南市再犯防止推進計画（新規）	「再犯の防止等の推進に関する法律」第８条に基づき策定する計画
碧南市重層的支援体制整備事業実施計画（新規）	「社会福祉法」第 106 条の４第２項に規定される「重層的支援体制整備事業」に関する取組の方向性を位置づけた計画

■成年後見制度の利用の促進に関する法律　第 14 条第１項（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律　第８条（地方再犯防止計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

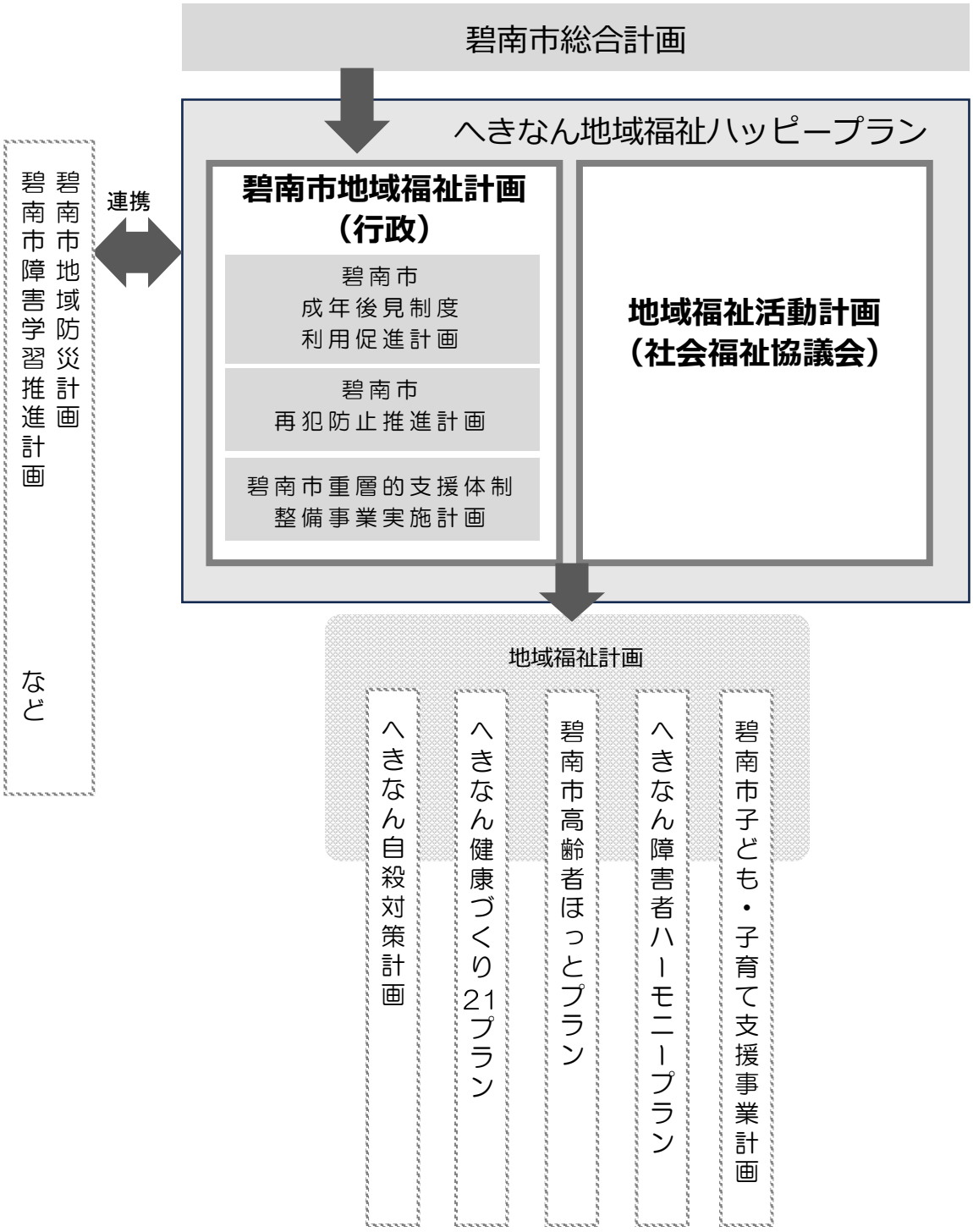
■社会福祉法　第 106 条の５（重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の３第２項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。

（２）他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「総合計画」との整合を図り、策定します。また、「社会福祉法」の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、子ども・子育て、障害福祉、介護・高齢者福祉などの本市の他の福祉分野の計画とも整合性を図ります。

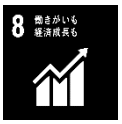
■他計画との関係



6　SDGs の推進

平成 27（2015）年の国連サミットで令和 12（2030）年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されました。ＳＤＧｓでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する 17 の目標と 169 のターゲットが示されています。

■特に本計画と深く関連する目標

目標１：貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	**目標３：すべての人に健康と福祉を**  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標４：質の高い教育をみんなに  すべての人に包括的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	**目標８：働きがいも経済成長も**  包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 10：人や国の不平等をなくそう  各国内及び各国間の不平等を是正する	**目標 11：住み続けられるまちづくりを**  包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 16：平和と公正をすべての人に  公正、平和かつ包摂的な社会を推進する	**目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう**  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

8　計画の期間

本計画の計画期間は、６年とし、必要に応じ、見直しを行います。

■計画の期間

年度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11	Ｒ12	Ｒ13	Ｒ14
地域福祉計画（行政）	へきなん地域福祉ハッピープラン（第３次地域福祉計画）						へきなん地域福祉ハッピープラン（第４次地域福祉計画）					
地域福祉活動計画（社協）	第５次地域福祉活動計画						第６次地域福祉活動計画					

7　計画の策定体制

本計画の対象は、本市に暮らす住民や、活動する団体、事業所等、本市に関わりを持つすべての人を対象とします。そのため、性別・年齢・障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが福祉の担い手であり、受け手となります。そのため、計画策定段階においても住民が参加し、地域の課題を自分ごととして考えていくため、次のような体制で計画の策定を進めました。

（１）碧南市地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係団体等、社協、公募市民、行政で構成した「碧南市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉に関わる様々な分野から本計画の施策、内容等について検討を行い、計画に反映しました。

（２）碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会

関係各課の職員を部会員として構成した「碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会」において、計画策定の進め方や課題、計画案の検討・作成を行いました。

（３）地域福祉推進会議

市内６地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において、これまでの各地域の取り組みを踏まえ、今後の方向性等を地域住民同士で検討するため、地域福祉推進会議を各地区２回開催しました。会議は、ワークショップ形式で実施しました。

（４）市民意識調査

住民の福祉についての考えや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、１８歳以上の本市で暮らす住民を対象にアンケート調査を実施しました。

（５）団体等ヒアリング調査

福祉やまちづくりに関わる団体等の考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、各分野で活躍する団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

（６）関係課等ヒアリング調査

前回計画の施策や事業の進捗状況及び今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、関係各課や社協等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

第2章　碧南市の状況

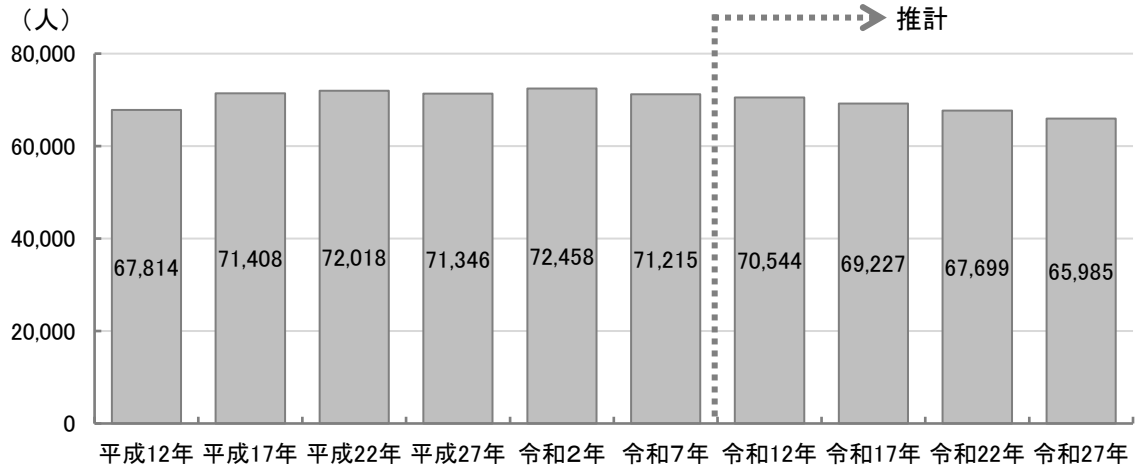
1　碧南市の現状

（１）人口の状況

本市の総人口は、平成 22（2010）年までは増加していましたが、平成 27（2015）年では減少に転じており、今後も減少していくことが見込まれます。なお、令和７（2025）年の国勢調査の結果による本市の人口は 71,215 人となっています。

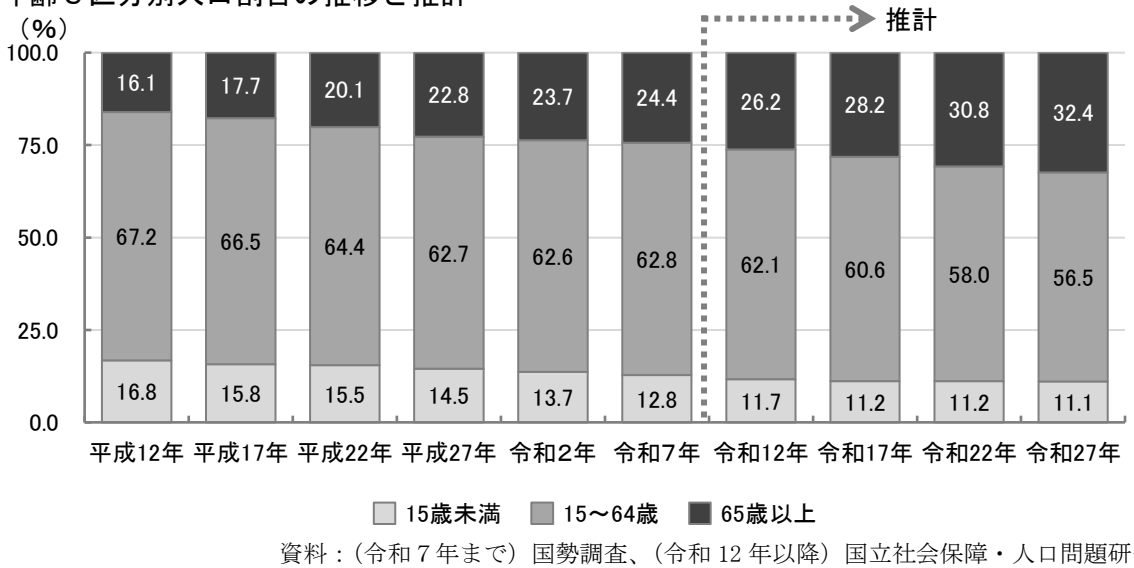
年齢３区分別人口割合をみると、15 歳未満、15～64 歳の人口割合が減少、65 歳以上の人口割合が増加しており、今後も少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

■総人口の推移と推計



資料：（令和７年まで）国勢調査、（令和 12 年以降）国立社会保障・人口問題研究所

■年齢３区分別人口割合の推移と推計

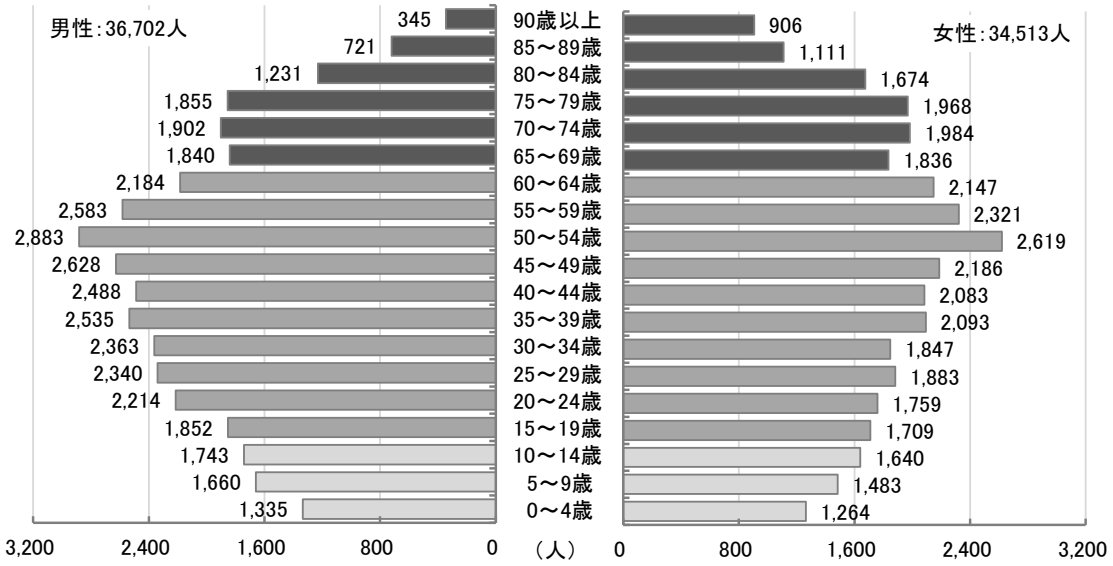


資料：（令和７年まで）国勢調査、（令和 12 年以降）国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッドをみると、本市には多くの自動車関連企業が立地することから、男性の人口が多くなっています。特に 20～30 歳代では男性の人口が女性よりも 1,900 人程度多くなっています。一方で、高齢になるほどその差は小さくなり、70 歳以上では各年齢層で女性が男性の人口を上回っています。

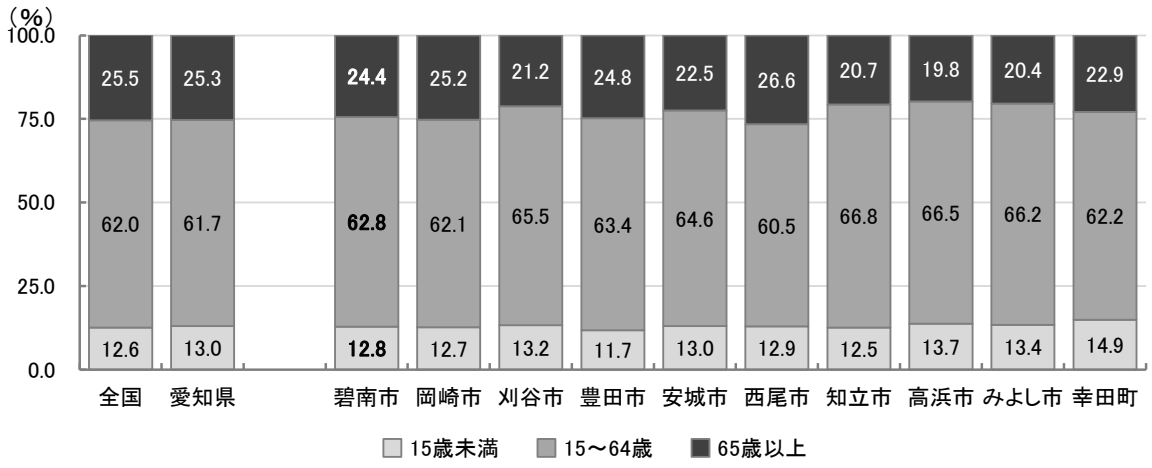
全国、愛知県、西三河地域と年齢３区分別人口割合を比較すると、本市の高齢化率（65 歳以上人口の割合）は愛知県よりも低くなっていますが、西三河地域ではやや高めとなっています。

■人口ピラミッド（令和７年）



資料：国勢調査

■全国、愛知県、西三河地域との年齢３区分別人口割合の比較（令和７年）



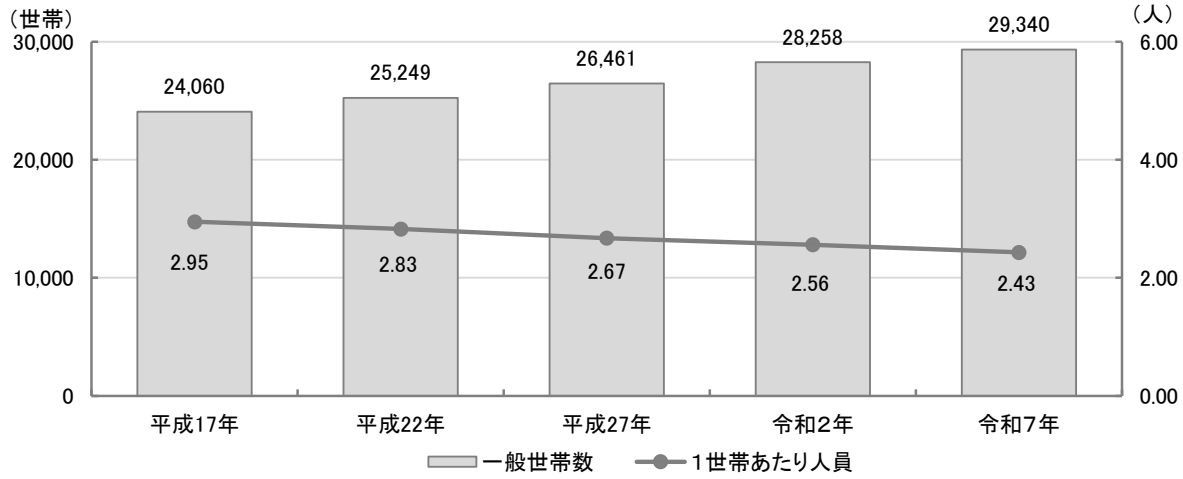
資料：国勢調査

（２）世帯の状況

一般世帯数と１世帯あたり人員数は、一般世帯数が年々増加している一方で、１世帯あたり人員数は減少し、世帯が縮小しています。

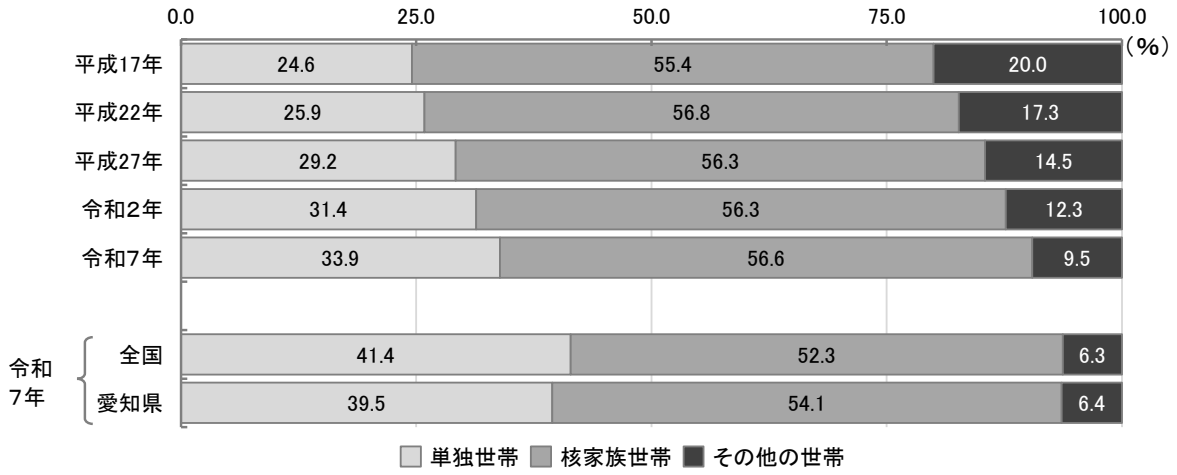
世帯の家族類型別割合をみると、単独世帯は年々増加しており、多世代世帯を含むその他の世帯は年々減少しています。一方で、全国や愛知県と比較すると、本市は「その他の世帯」の割合が高く、多世代世帯が多い状況がうかがえます。

■一般世帯数と１世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯の家族類型別割合の推移と全国、愛知県との比較



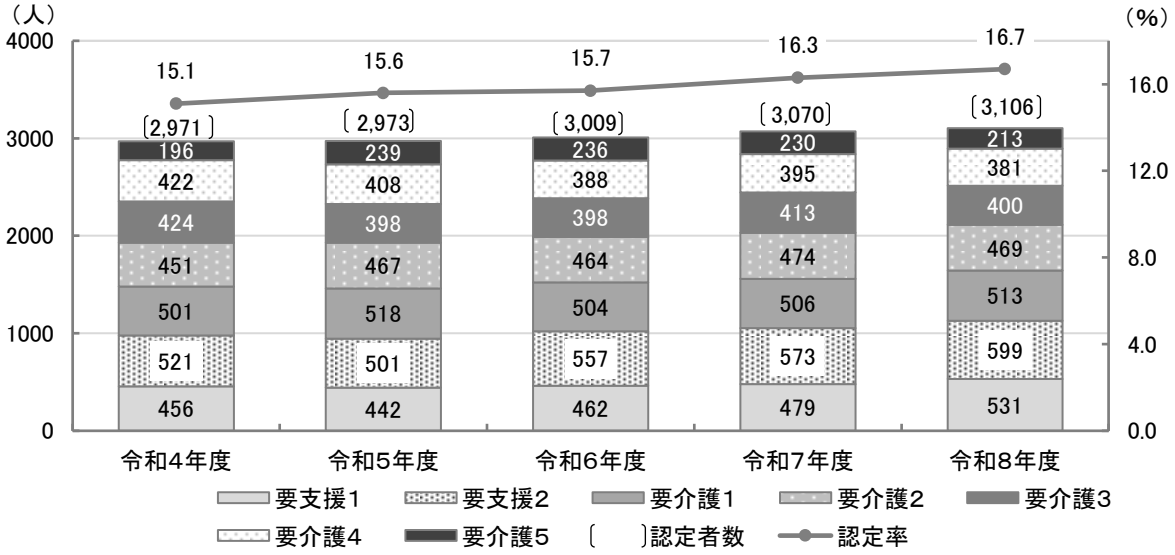
資料：国勢調査

（３）高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、令和８（2026）年で 3,106 人となっており、増加傾向にあります。要介護別でみると、いずれの要介護度においても認定者数は概ね増加しており、特に要支援 1、要支援 2 の伸びが大きくなっています。

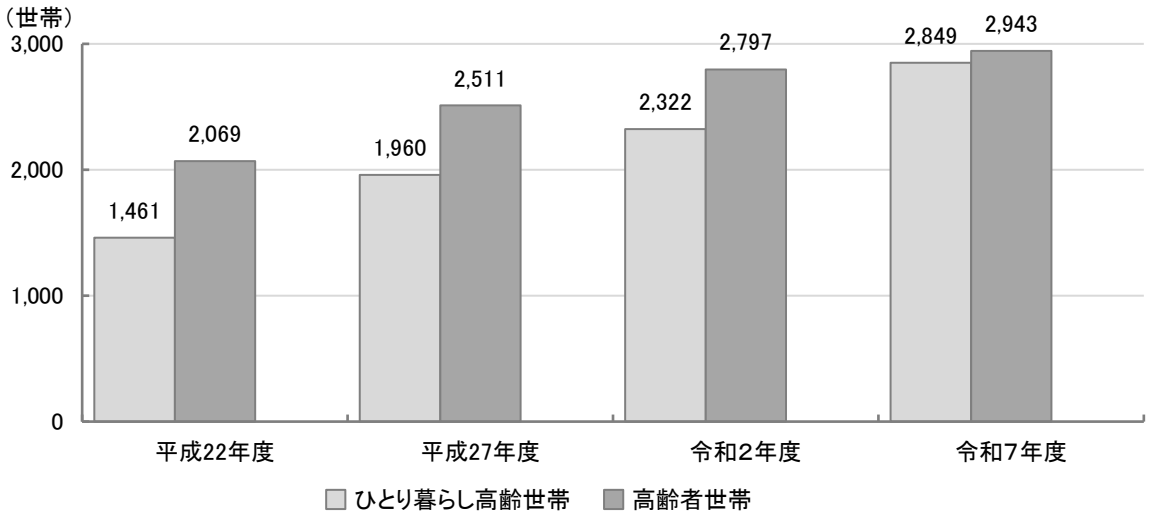
高齢者のみの世帯数は、高齢単独世帯、高齢世帯ともに年々増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：高齢介護課

■高齢者世のみの世帯の推移



資料：国勢調査

（４）子どもの状況

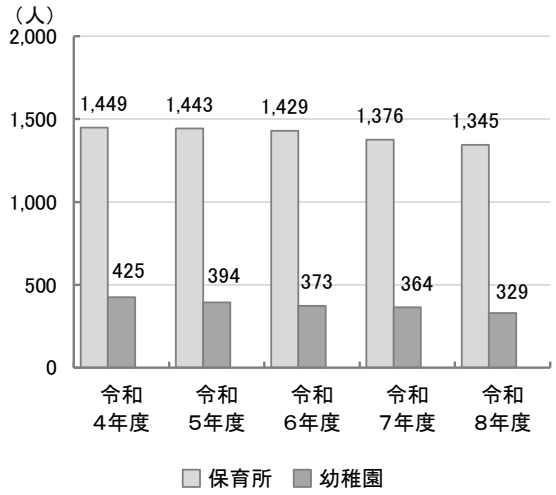
保育園･幼稚園の児童数は、減少傾向にあり、保育園の児童数は令和８(2026)年度で 1,300 人台、幼稚園の児童数は 300 人台となっています。

小学校･中学校の児童数も、減少傾向にあり、小学校の児童数は令和８(2026)年度で 3,500 人台、中学校の生徒数は 1,900 人台となっています。

児童クラブのクラブ数は令和４（2022）年以降は横ばいとなっています。通所児童数は令和７（2025）年度までは年々増加していましたが、令和８（2026）年度は減少傾向となっています。

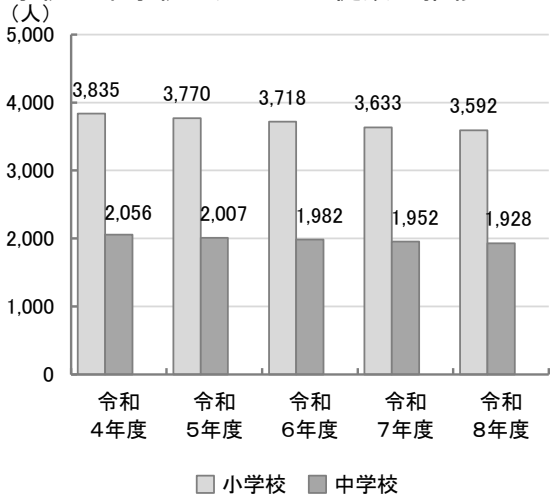
ひとり親世帯数は、母子世帯数が増加にありましたが、令和２（2020）年からは減少傾向にあります。

■保育園・幼稚園の児童数の推移



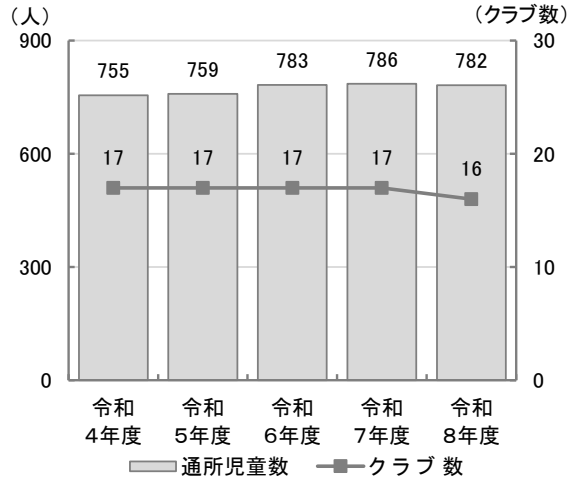
資料：(保育園) 保育課（各年度４月１日）
※認定こども園も含めて掲載。
（幼稚園）学校基本調査 （各年度５月１日）

■小学校・中学校の児童・生徒数の推移



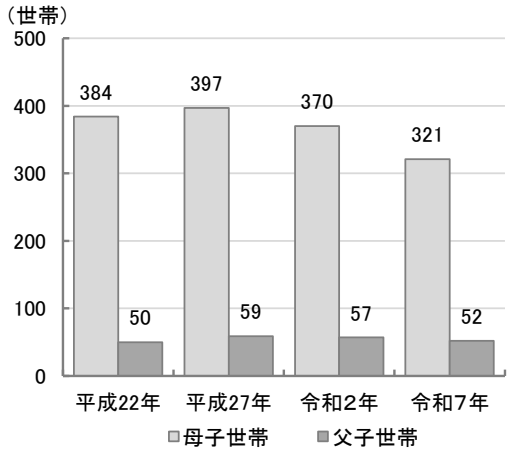
資料：学校教育課（各年度５月１日）

■児童クラブのクラブ数と通所児童数の推移



資料：保育課（各年度４月１日）

■ひとり親世帯数の推移

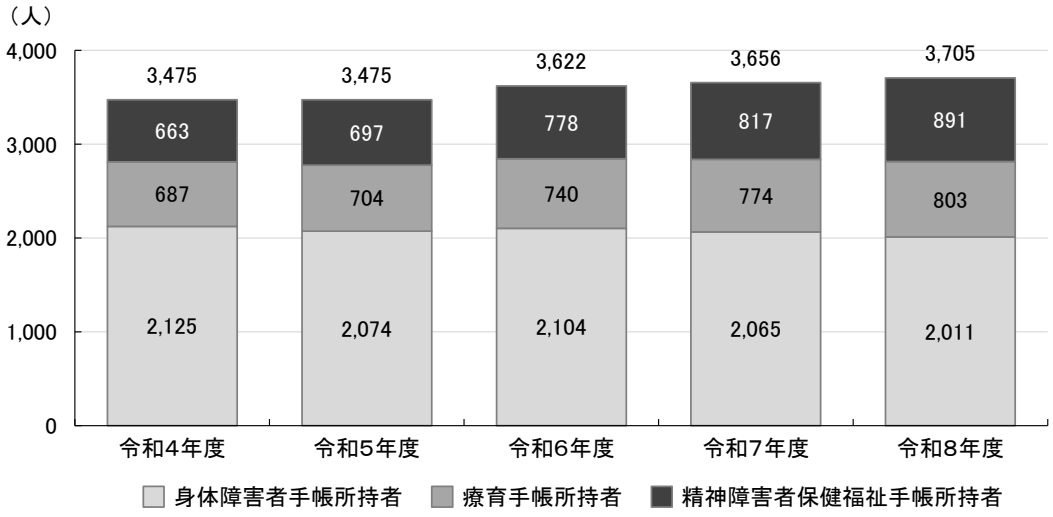


資料：国勢調査

（５）障害のある人の状況

障害者手帳所持者数は、全体で増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は概ね横ばい傾向、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

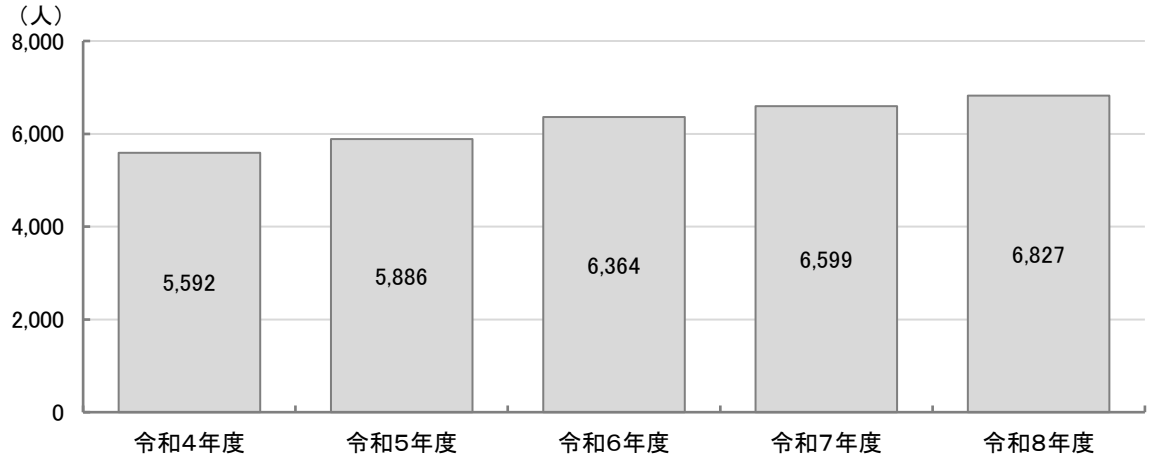


資料：福祉課（各年度４月１日）

（６）外国人の状況

外国人住民は年々増加傾向にあり、令和８（2026）年度では 6,800 人を超えています。

■外国人住民の推移

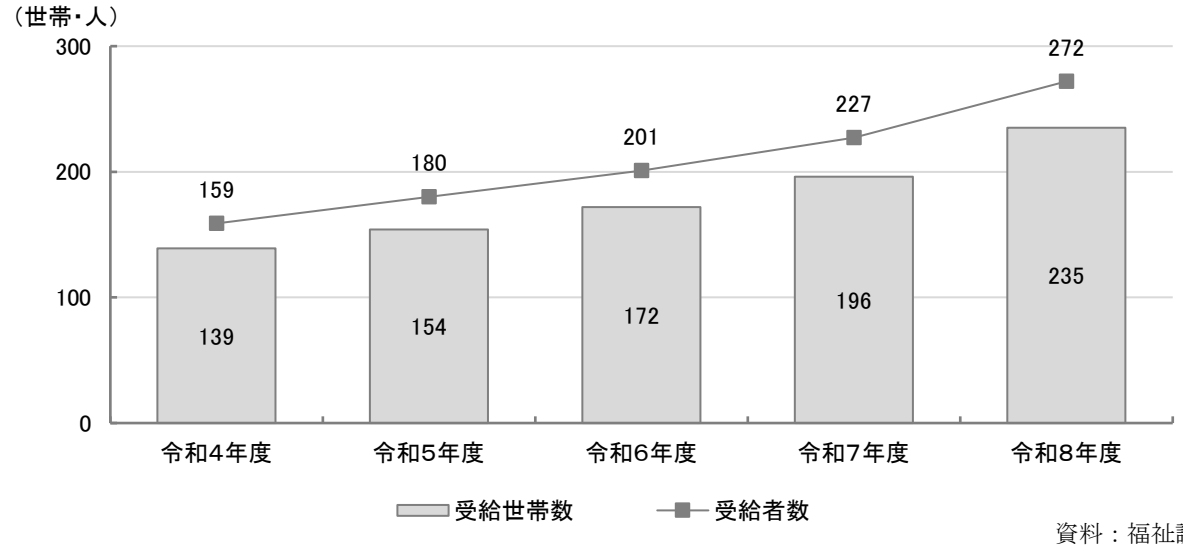


資料：住民基本台帳

（７）生活保護の状況

生活保護受給世帯数、生活保護受給者数は、ともに令和４（2022）年度より増加しています。

■生活保護受給世帯数、受給者数の推移



資料：福祉課

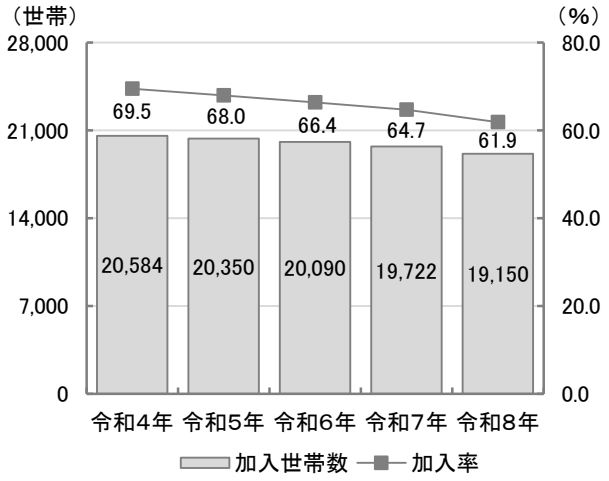
（８）地域活動の状況

町内会加入世帯数、加入率は、減少傾向にあり、令和８（2026）年で加入世帯数が 19,000 世帯台、加入率が 61.9%となっています。

老人クラブ会員数、クラブ数は、減少傾向にあり、令和８（2026）年度で会員数が 5,900 人台、クラブ数が 112 となっています。

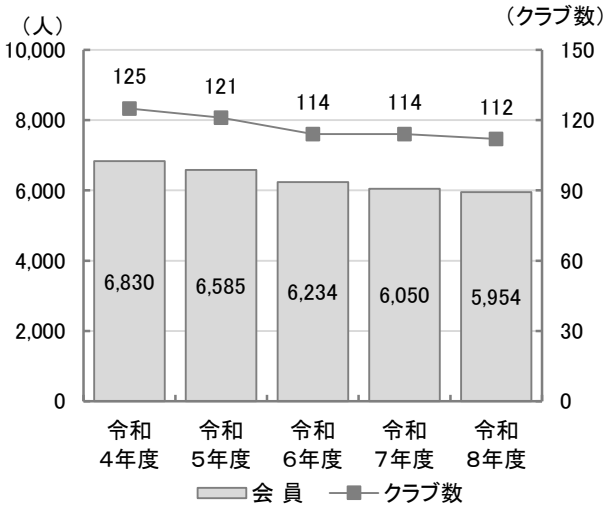
子ども会会員数は令和４（2022）年以降横ばいとなっていましたが、令和７（2025）年度以降減少し、加入児童数は 2,000 人台、加入率は 53.0%となっています。

■町内会加入者数、加入率の推移



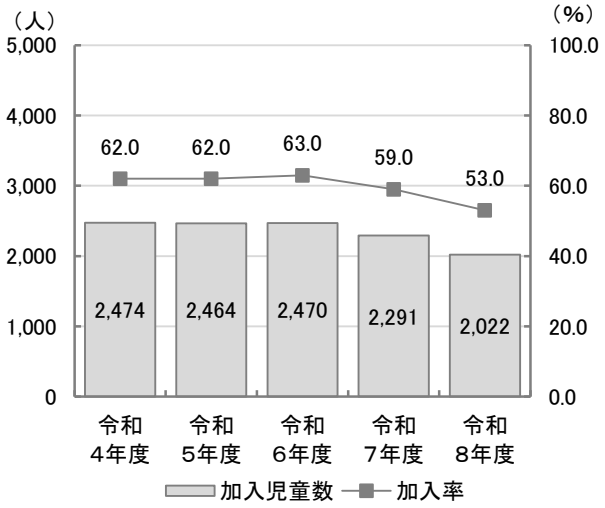
資料：地域協働課（各年１月１日）

■老人クラブ会員数、クラブ数の推移



資料：高齢介護課（各年度４月１日）

■子ども会会員数、加入率の推移

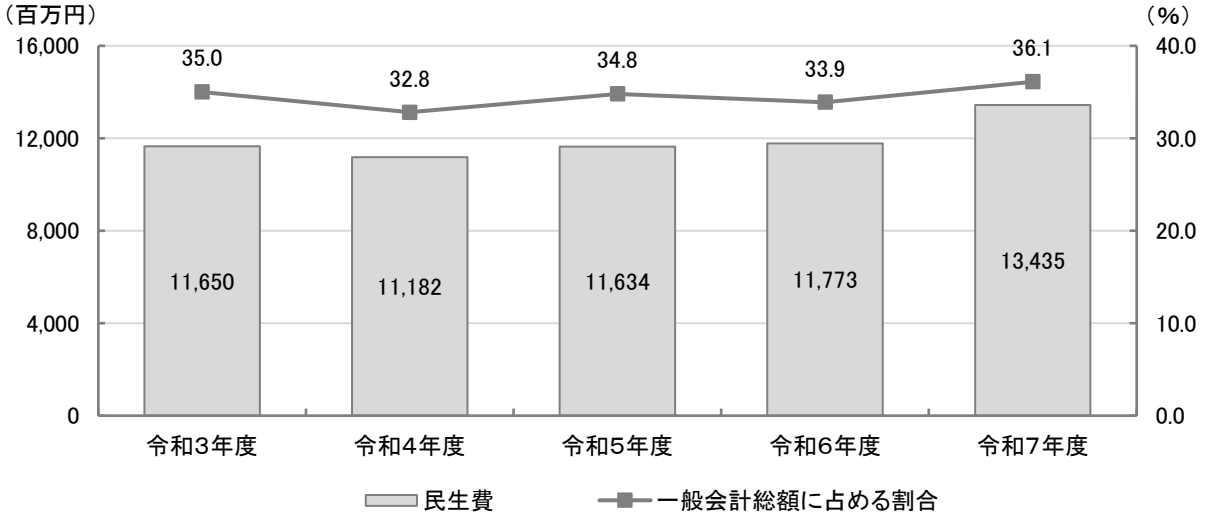


資料：生涯学習課（各年度４月１日）

（９）民生費の状況

民生費は、年々増減を繰り返し、令和７（2025）年度では 130 億円台となっています。決算総額に占める割合は年々増減を繰り返していますが、近年は３割半ば程度で推移しています。

■民生費の推移



資料：財政課

2　市民意識調査結果

本計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用するため、アンケート調査を実施しました。

■調査結果の概要

●調査対象者	令和８（2026）年４月１日時点の 18 歳以上の市民 1,000 人
●調査期間	令和８（2026）年４月 20 日から５月７日まで
●調査方法	郵送配布・郵送による回収または WEB を通じた回答
●回収結果	有効回収数：476 件　有効回収率：47.6%

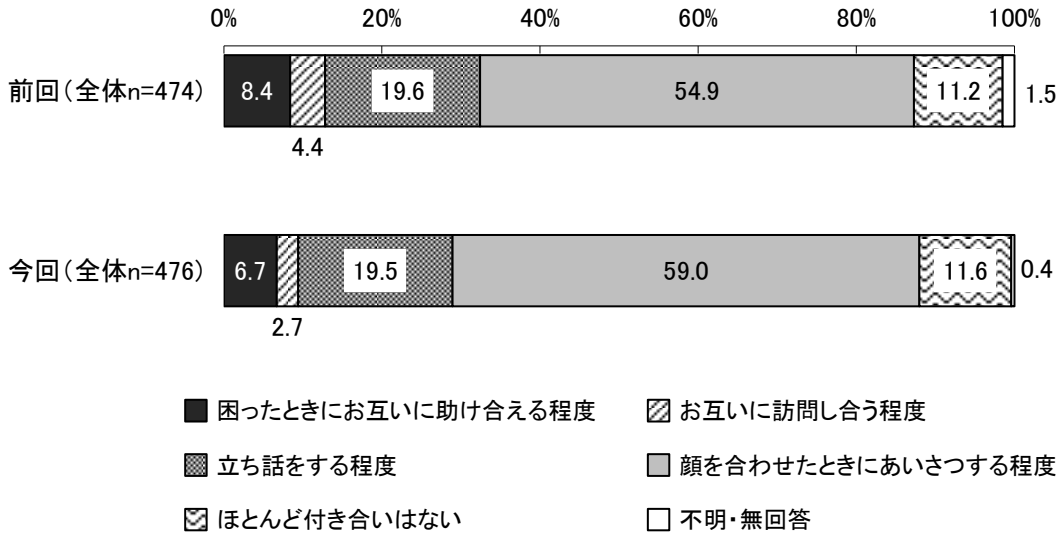
＊経年比較のグラフについて、「前回」は「第３次碧南市地域福祉計画・第５次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定時の調査結果を示し、「今回」は「第４次碧南市地域福祉計画・第６次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定のために実施した調査結果を示します。

（１）地域との関りや地域活動等について

近所の人とどの程度の付き合いをしているかについて、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が 59.0%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」が 19.5%、「ほとんど付き合いはない」が 11.6%となっています。

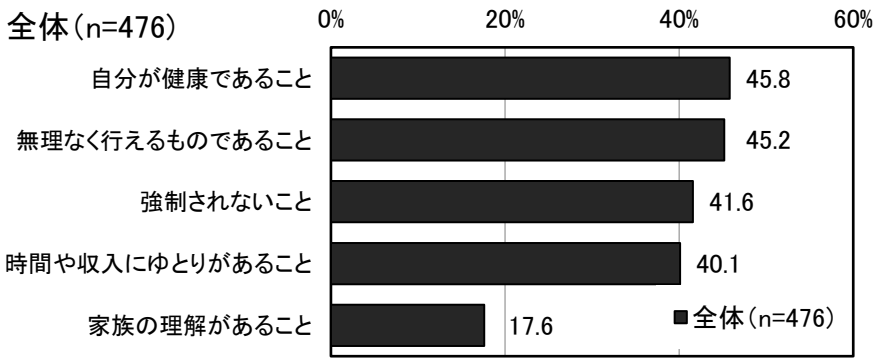
経年比較をみると、今回は「顔を合わせたときにあいさつする程度」が 59.0%と、前回と比べて 4.1 ポイント高くなっています。

■近所の人との付き合いの程度



地域で活動に参加するための条件について、「自分が健康であること」が最も高く、次いで「無理なく行えるものであること」、「強制されないこと」となっています。

■地域活動に参加するための条件（上位5位）

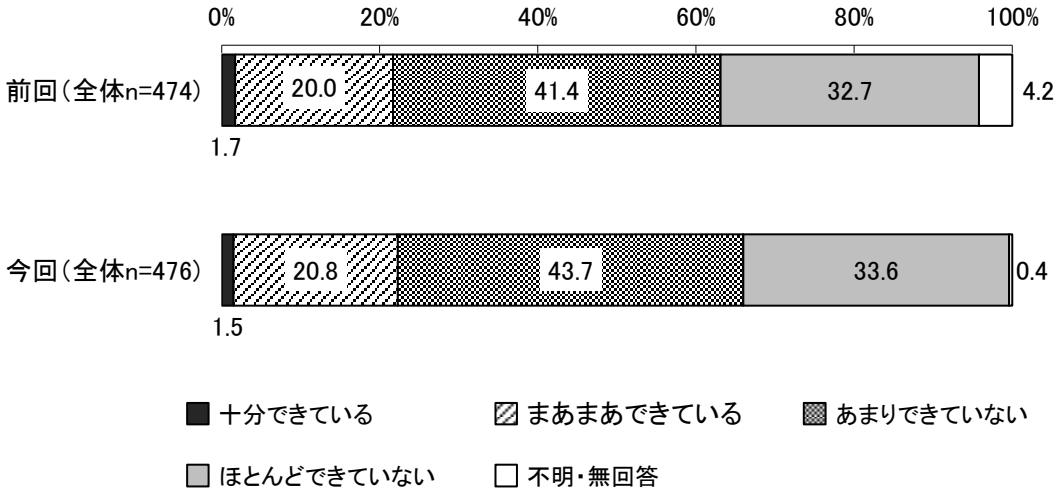


（２）福祉について

自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについて、「あまりできていない」が最も高く、次いで「ほとんどできていない」、「まあまあできている」となっています。

経年比較をみると、大きな差はみられません。

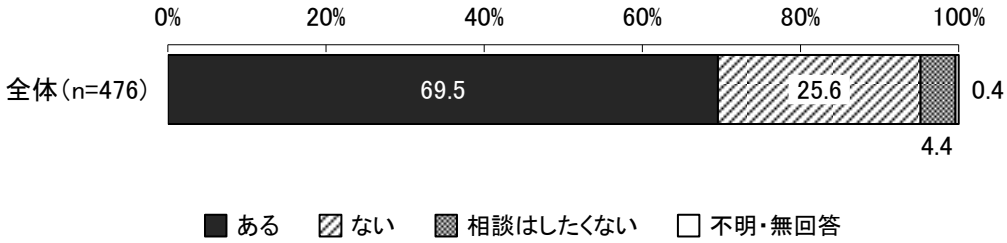
■必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているか



（３）生活上の悩みや相談について

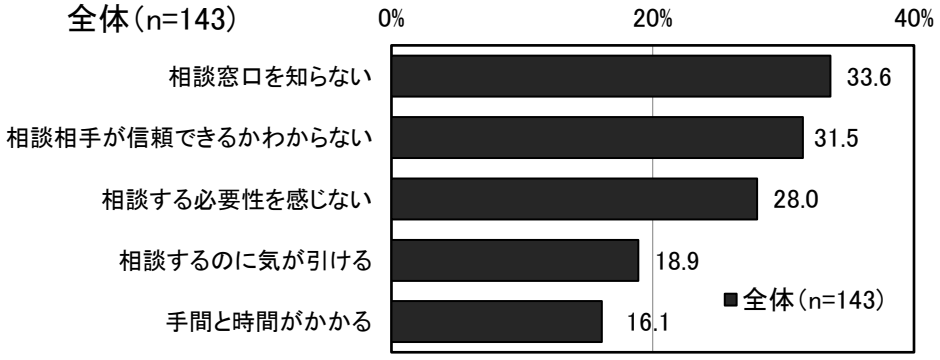
生活上の悩みや不安を相談できる相手または場所（機関）があるかについて、「ある」が69.5%、「ない」が 25.6%、「相談したくはない」が 4.4%となっています。

■悩みや不安を相談できる相手または場所（機関）があるか



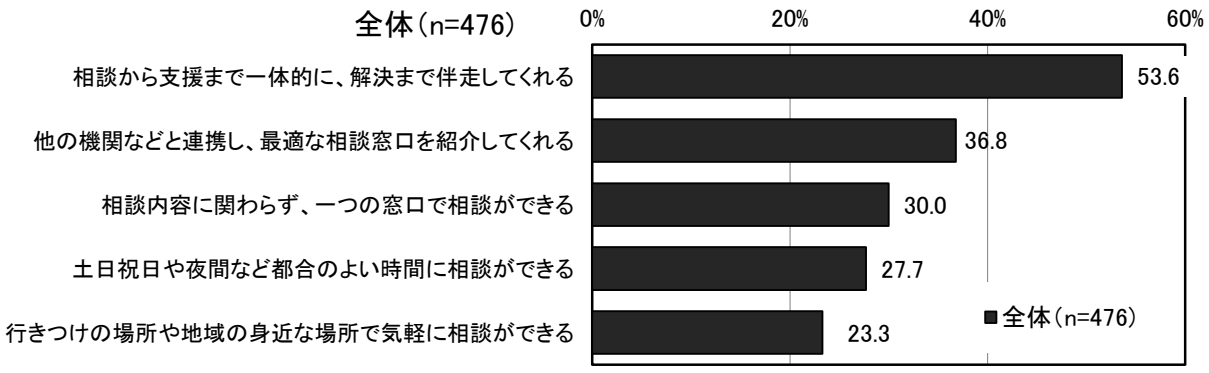
相談をしない理由について、「相談窓口を知らない」が最も高く、次いで「相談相手が信頼できるかわからない」、「相談する必要性を感じない」となっています。

■相談をしない理由（上位5位）



どのような窓口であれば相談しやすいと思うかについて、「相談から支援まで一体的に、解決まで伴走してくれる」が最も高く、次いで「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談できる」となっています。

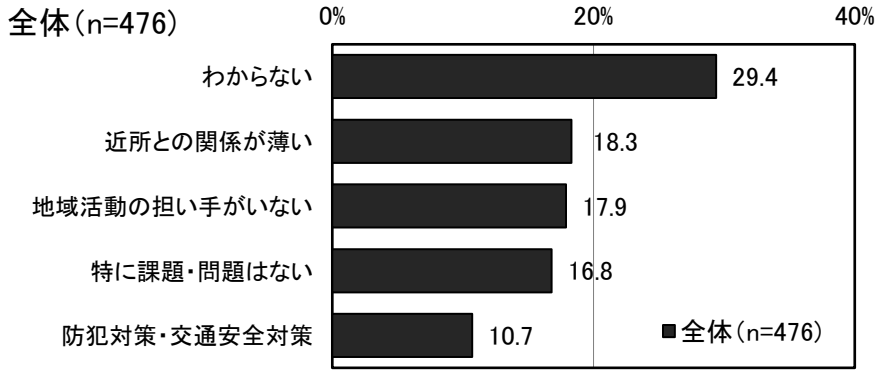
■どのような窓口であれば相談しやすいと思うか（上位5位）



（４）日常生活の中の課題について

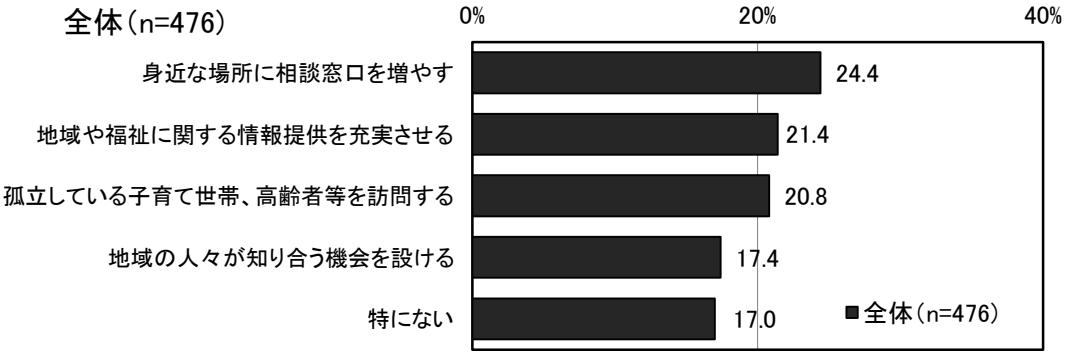
住んでいる地域にどのような課題・問題があるかについて、「わからない」を除くと、「近所との関係が薄い」が最も高く、次いで「地域活動の担い手がいない」となっています。

■住んでいる地域の課題・問題（上位５位）



碧南市で支え合う地域づくりを進めるために、行政（市）はどのような支援を行う必要があると思うかについて、「身近な場所に相談窓口を増やす」が最も高く、次いで「地域や福祉に関する情報提供を充実させる」、「孤立している子育て世帯、高齢者等を訪問する」となっています。

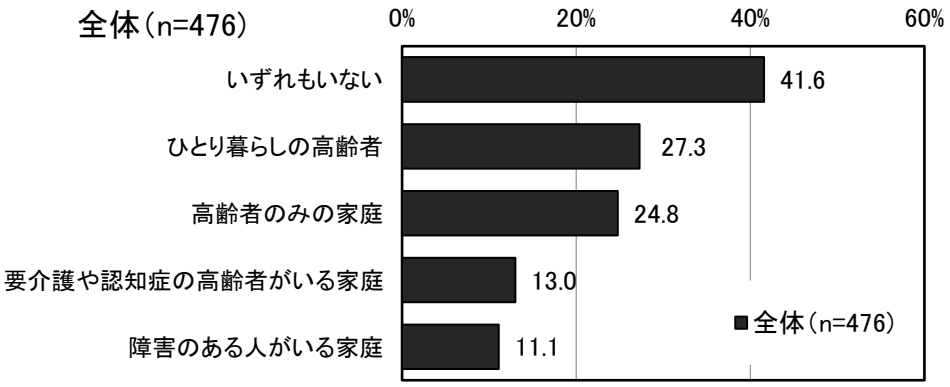
■行政（市）はどのような支援を行う必要があると思うか（上位５位）



（５）地域の助けあいについて

隣近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭があるかについて、「いずれもいない」を除くと、「ひとり暮らしの高齢者」が最も高く、次いで「高齢者のみの家庭」、「要介護や認知症の高齢者がいる家庭」となっています。

■周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭（上位５位）

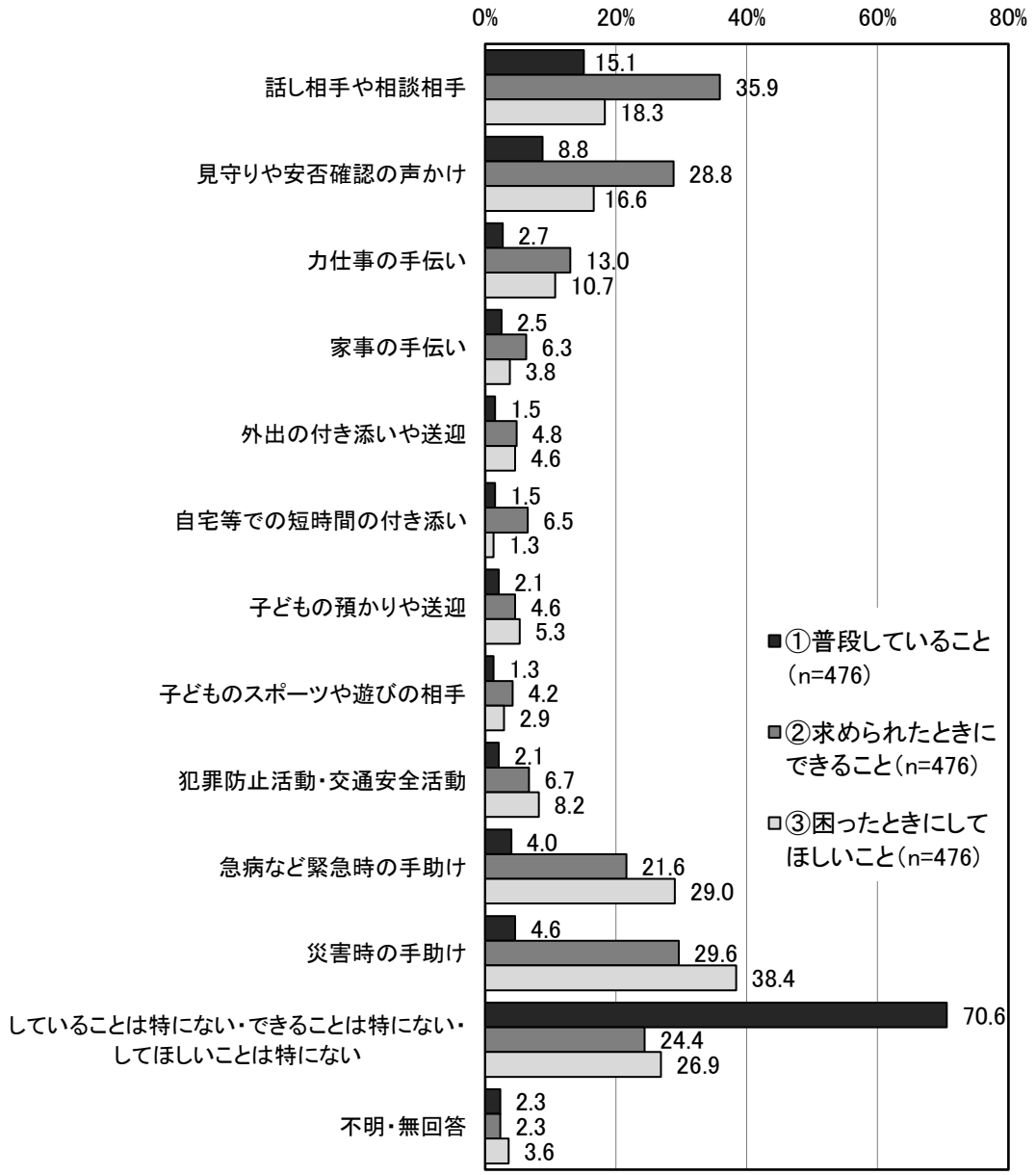


近所における手助けについて、普段していることは、「特にない」が最も高く、次いで「話し相手や相談相手」が、「見守りや安否確認の声かけ」となっています。

求められたときにできることについては、「話し相手や相談相手」が最も高く、次いで「災害時の手助け」、「見守りや安否確認の声かけ」となっています。

困ったときにしてほしいことについては、「災害時の手助け」が最も高く、次いで「急病など緊急時の手助け」、「特にない」となっています。

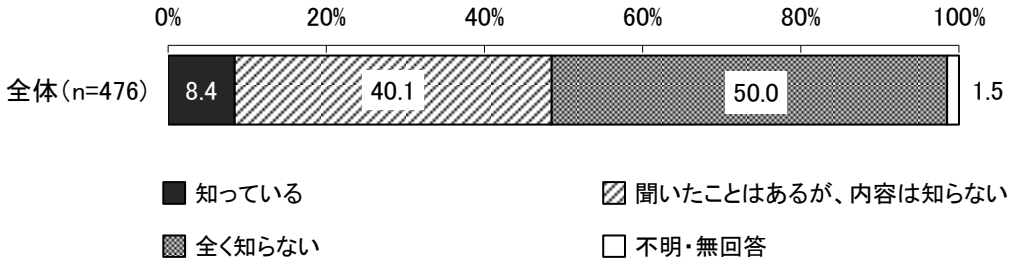
■普段している手助けや、求められたときにできること、困ったときにしてほしいこと



（６）福祉のまちづくりについて

「地域共生社会」という言葉を知っているかについて、「全く知らない」が最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「知っている」となっています。

■「地域共生社会」という言葉を知っているか



3　団体等ヒアリング調査結果

福祉やまちづくりに関わる団体等の考えや意見を把握し、「へきなん地域福祉ハッピープラン」策定の基礎資料とすることを目的として、各分野で活躍する団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

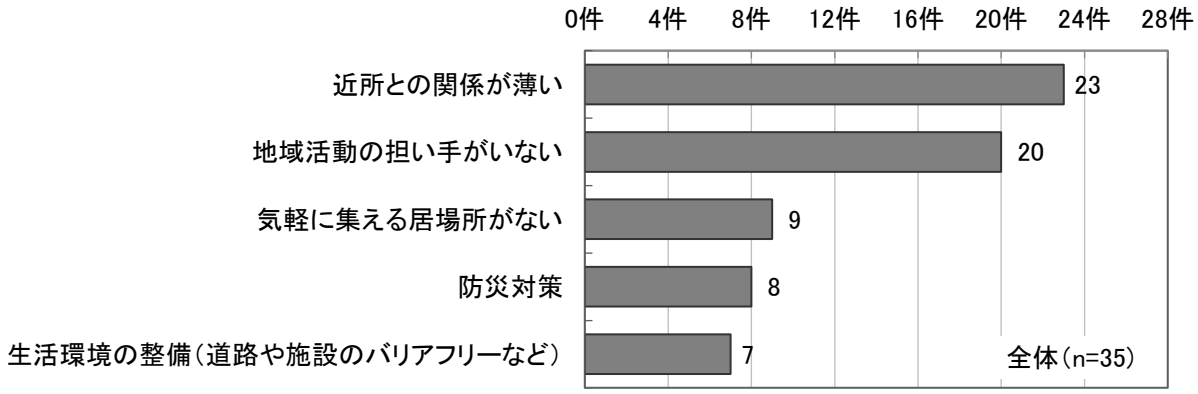
■調査結果の概要

●調査対象者	相談支援事業所（障害）、民生委員・児童委員協議会、保護司会、連絡委員、医療機関、通訳、地域包括支援センター、教育相談室、家庭児童相談員、母子父子自立支援員等（35 団体が回答　回収率 94.6%）
●調査期間	令和８（2026）年４月 28 日から５月１５日まで
●調査方法	団体等への調査シートの配付、回収

（１）地域の課題について

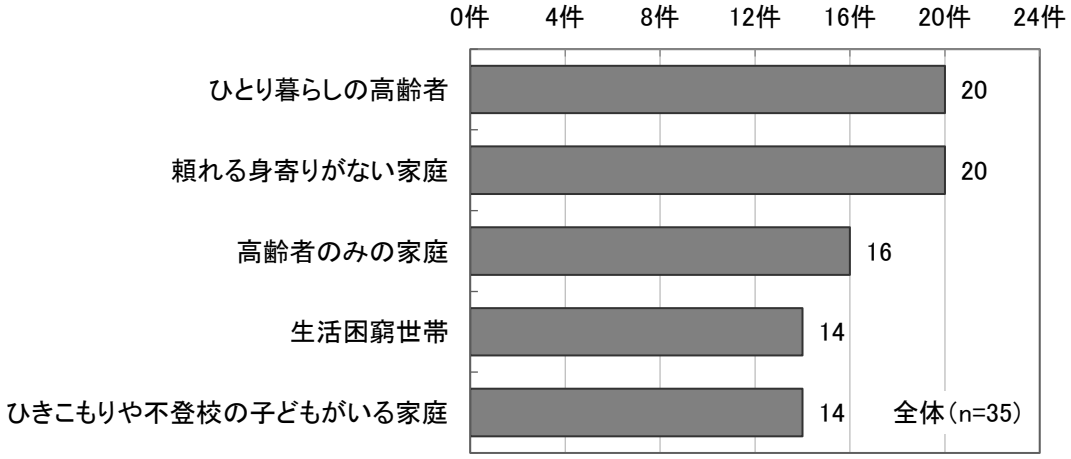
○近年の地域の課題について、「近所との関係が薄い」が最も多く、次いで「地域活動の担い手がいない」、「気軽に集える居場所がない」となっています。具体的には、町内会への加入の減少、身寄りがいない高齢者の増加、80-50 問題、地域内での付き合いの希薄化などが挙げられました。

■近年の地域の課題（上位５位）



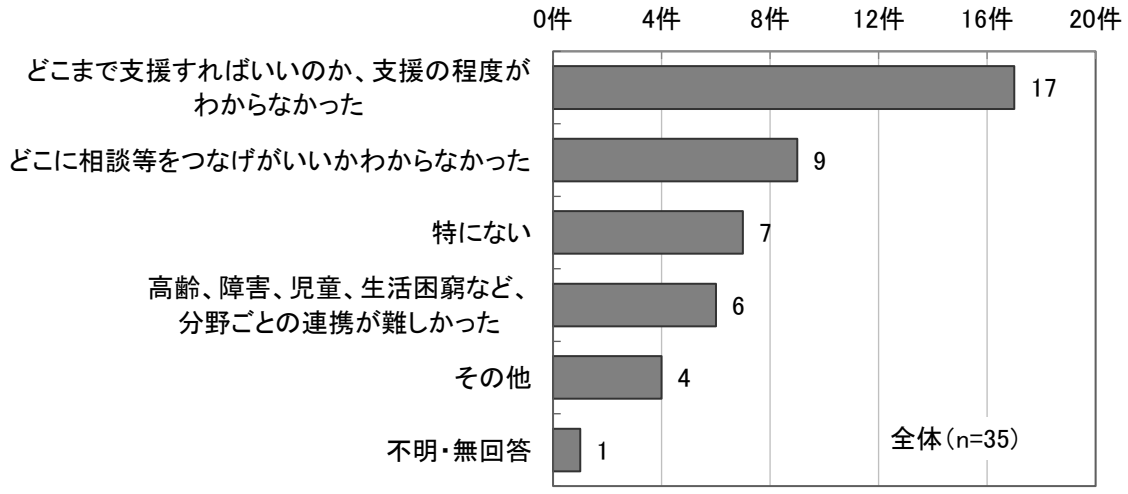
○地域で手助けや協力・支援が必要な家庭は、「ひとり暮らしの高齢者」、「頼れる身寄りがない家庭」が最も多く、次いで、「高齢者のみの家庭」となっています。具体的には、認知症高齢者や頼れる身寄りがない高齢者、ひきこもりの状態にある人、障害のある人、ひとり親世帯、外国人の方、生活困窮家庭などが挙げられました。頼れる身寄りがいない高齢者については、孤独死などが懸念されています。また、地域との交流がなく、支援機関の存在を知らない場合など、協力や支援が適切に受けられていないケースもあるといった意見もみられました。

■地域で手助けや協力・支援が必要な家庭（上位５位）



○地域での相談を受ける際等に困ったことについて、「どこまで支援すればいいのか、支援の程度がわからなかった」が最も多く、次いで「どこに相談等をつなげばいいかわからなかった」、「特にない」となっています。また、支援につなげたくても、本人が支援を拒否するため、適切な支援ができないといった意見もみられました。

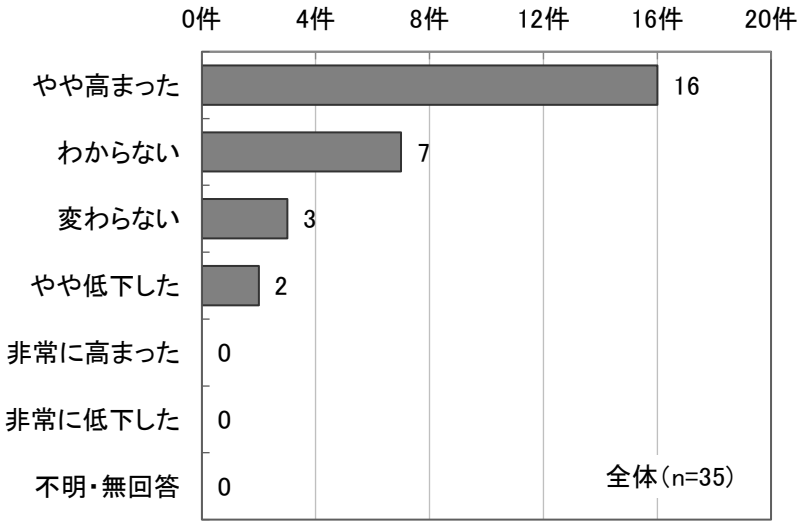
■地域での相談を受ける際等に困ったこと



（２）碧南市の施策全般について

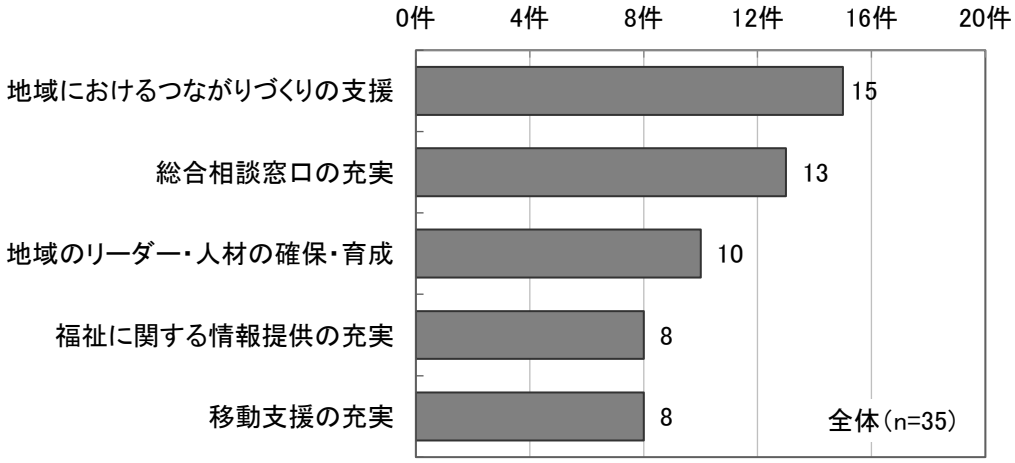
○市民の地域福祉に対する意識の変化について、概ね５年前と比較した意識の変化については、「やや高まった」が最も多く、次いで「わからない」、「変わらない」となっています。

■市民の地域福祉に対する意識の変化



○これからの碧南市の福祉全般について、何を重点的に取り組むべきかについて、「地域におけるつながりづくりの支援」が最も多く、次いで「総合相談窓口の充実」、「地域のリーダー・人材の確保・育成」となっています。

■碧南市の福祉全般について重点的に取り組むべきこと（上位５位）



4　現行計画の評価（関係課ヒアリング結果）

前回計画の取り組みを評価するため、各施策や計画内容について、関係課及び社協に調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はＡ～Ｄの４段階となっており、以下のような内容となっています。

■評価の判定区分

A	順調に進んでいる
B	概ね順調だが、改善の余地あり
C	事業の大幅な改善が必要
D	実施していない

基本目標１　福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成

Ａ評価が 85.7%、Ｂ評価が 14.3%となっています。

[方向性１　福祉教育の推進と市民の福祉意識の向上]

Ａ評価が 90.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・市内を６地区に分け、「地域の出来事を自分事に」をスローガンに、「地域福祉推進会議（地域住民が話し合う場）」を開催し、継続的に話し合いを重ねました。（福祉課・高齢介護課）

【Ｂ評価】

・幼稚園、保育園、認定こども園において、地域の乳幼児を持つ母親や園児の保護者を対象に子育てにかかわる講座を開催しました。園行事に参加するボランティアの枠を、高校生までに広げるように検討する必要があります。（保育課）

[方向性２　地域福祉の担い手の確保・育成]

Ａ評価が 60.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・地域活動に関するスキルを学ぶ「まちづくりの担い手育成講座」を実施するほか、碧南市市民活動センターで地域活動・ボランティア活動に役立つ各種講座を開催しました。（地域協働課）

【Ｂ評価】

・具体的な課題を検討するコアメンバー会議や町内会の回覧、幼稚園や保育園などで活動の周知を行い、地域福祉の担い手の確保・育成を推進しました。また、地域福祉推進会議シンポジウムの開催により、他地区の取り組みを共有することで互いの参考となるように努めました。

次期計画においても、引き続き地域福祉の担い手の確保・育成に努める必要があります。（社協）

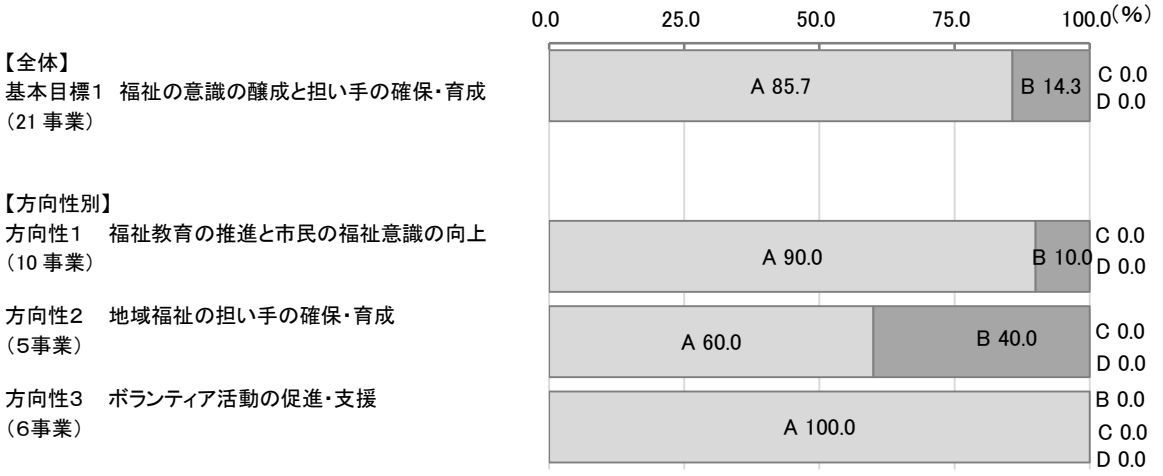
[方向性３　ボランティア活動の促進・支援]

すべて A 評価となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・ボランティア活動への参加促進では、福祉実践教室で活動する、福祉学習サポーターの高齢化が進んでいるため、福祉学習サポーターの養成講座を開催し、担い手を養成します。（社協）

■基本目標１の評価



基本目標２　地域の支え合いの仕組みづくり

Ａ評価が 75.6%、Ｂ評価が 24.4%となっています。

[方向性１　地域の関わり合いや交流の促進・居場所づくり]

Ａ評価が 68.4%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・高齢者や障害者、子育てや介護をしている人などの交流、悩みの共有については、高齢者の楽しめる催しや子育て支援センターでの子どもを持つ親の交流や育児相談を実施し、気軽に交流できる場の提供に努めました。（社協）

【Ｂ評価】

・地域交流については、サロンにおいて、外出促進や介護予防、高齢者同士の交流を促進しました。多世代の交流について高齢者を講師としたイベント等を通して多世代の交流を図りましたが、より地域の交流が図れるよう、多様な交流の在り方について検討する必要があります。（社協）

[方向性２　地域活動の支援]

Ａ評価が 80.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・町内会加入を勧めるページの公開、老人クラブ活動への補助金の支出による活動支援、毎月開催する各地区の民生委員・児童委員協議会定例会及び地区定例会における福祉情報の提供等、活動団体の活性化と地域の福祉課題解決に向けた環境整備を行いました。（地域協働課・高齢介護課・福祉課）

【Ｂ評価】

・地域福祉推進会議については、具体的な仕組みづくりが一部の地域に留まっているため、生活課題の解決につながるよう、ニーズの把握や具体的サポートについての検討が必要です。（社協）

[方向性３　多様な分野・組織の連携・協働の推進]

Ａ評価が 83.3%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

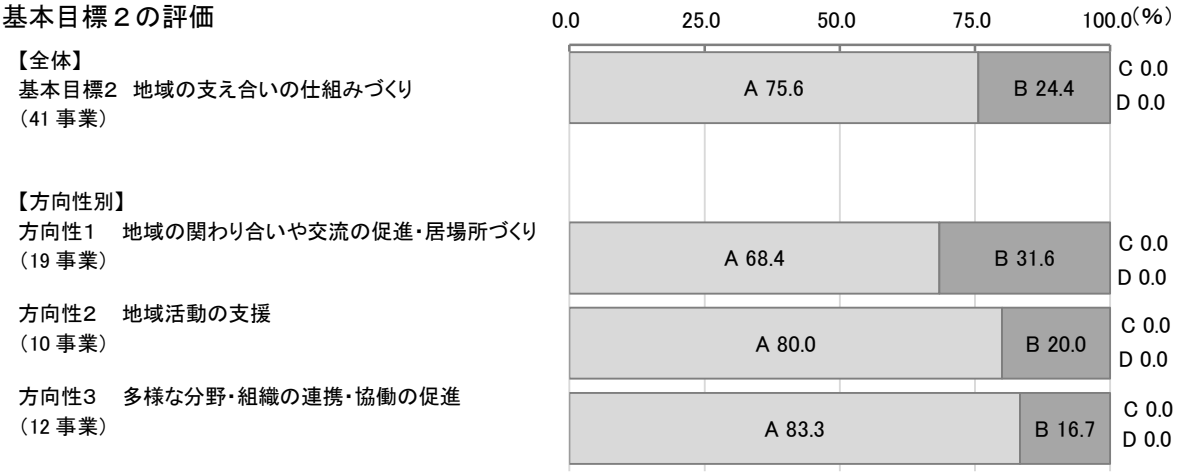
・介護や障害福祉等の分野以外、制度の狭間となっている課題や複合的な課題を抱える世帯等に対して地域の様々な主体が連携し、情報共有や課題解決を進めるためのネットワークづくりを推進しました。（福祉課）

・就労や社会参加の場の確保や創出については、障害者雇用の理解促進や支援を必要とする就労希望者への情報提供が推進されるよう、課題解決に向けた検討を進めました。（福祉課）

【Ｂ評価】

・地域自立支援協議会において、当事者及びその家族等の多様な団体が参画し、地域課題の検討や連携を促進しました。地域の課題に対応できるよう地域自立支援協議会を活用し、多様な団体と更に連携を推進します。（社協）

■基本目標２の評価



基本目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり

Ａ評価が 87.3%、Ｂ評価が 12.7%となっています。

[方向性１　相談支援体制の強化]

Ａ評価が 90.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・生活困窮者の相談では、福祉課（生活保護担当）、ハローワーク碧南を始めとした、必要と考えられる機関との情報共有、支援調整会議を開催し、困窮状態からの早期脱却を目指した相談受付を行いました。（福祉課）

【Ｂ評価】

・生活困窮者の就労や自立に向けた支援については、個別の支援プランの作成、ハローワーク等様々な機関との連携により、就労に向けた相談、就労の充実に向けた支援を行う必要があります。（社協）

[方向性２　多様なサービスの充実と情報提供]

Ａ評価が 82.6%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開については、安心してサービスを受けることができるよう、事業所への指導、相談員の派遣等を通じて取り組み、また、事業自体、ケアマネジメントの質の向上にも取り組みました。（高齢介護課）

【Ｂ評価】

・医療と介護、福祉サービスの冊子を作成し、医療機関や事業所の情報を随時更新することで、最新の案内が可能となるよう努めました。所在地を示した地図について、ホームページ上でわかりやすく検索できるよう検討する必要があります。（高齢介護課）

[方向性３　誰もが住みやすい環境づくり]

すべてＡ評価となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・居住に課題を抱える人に対する配慮された住居の確保や充実については、市営住宅における高齢者向け、障害者向け住宅の整備、養護老人ホームへの措置や生活支援ハウスへの入所決定等、住居の確保を行いました。（建築課）

[方向性４　権利擁護の推進]

Ａ評価が 90.9%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・成年後見利用支援事業については、中核機関を運営する中で、基本的な役割でもある制度普及の充実を図る必要があります。（福祉課）

【Ｂ評価】

・判断能力への支援が必要な認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するための支援としては、出張相談会を企画し、専門職相談の機会を提供するとともに、個別の支援を通じて、成年後見制度を必要とする方について、支援を実施しました。医療福祉関係者だけでなく、様々な専門職と連携し、相談する機会の確保が必要です。（社協）

[方向性５　地域ぐるみの防災対策の充実]

Ａ評価が 90.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・地域と連携した訓練の実施や防災知識の普及・啓発については、防災リーダー養成講座の開催、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練などを行いました。（社協）

【Ｂ評価】

・避難行動支援者の把握については、避難行動要支援者名簿を配布し、訓練を通して要配慮者の把握に努めるように依頼していますが、活用している自主防災会は少なく、実際の訓練等で活用しやすくなるよう、支援を進めていく必要があります。（危機管理課）

[方向性６　地域の見守り・防犯活動の推進]

Ａ評価が 77.8%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

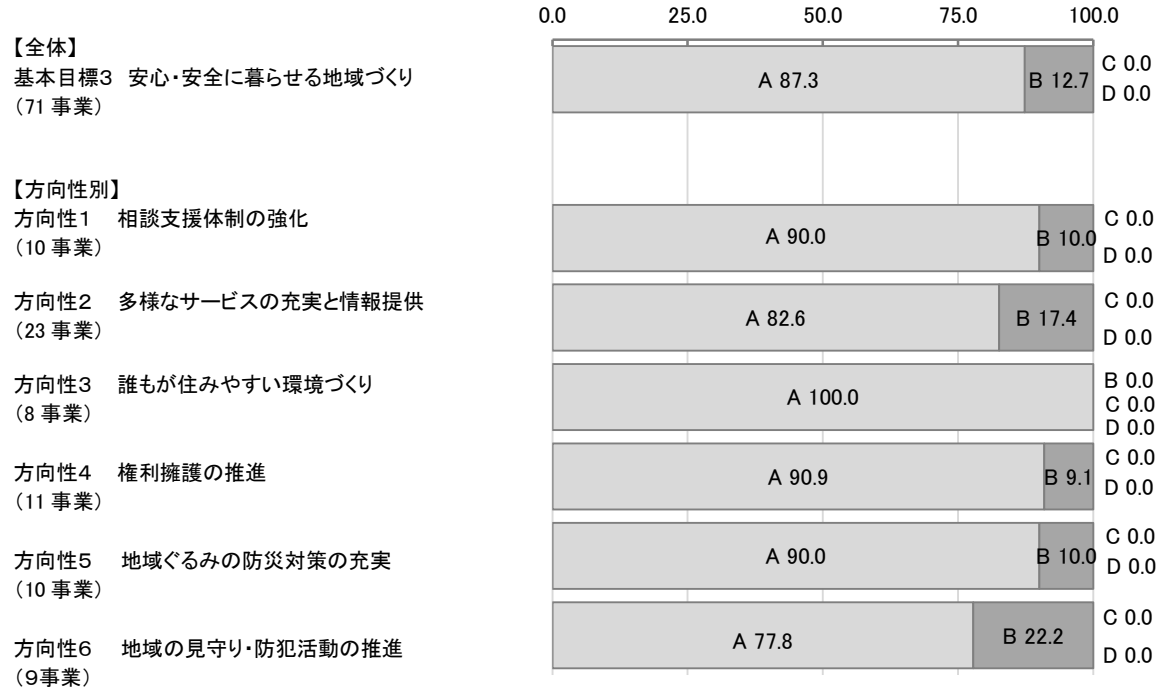
【Ａ評価】

・不審者情報の注意喚起、犯罪の発生状況の周知については、電子メールで各学校へ周知するとともに、こども課及びまちの安全推進員へ情報提供を行いました。（学校教育課）

【Ｂ評価】

・地域のつながりづくりのためのあいさつや見守り活動は、検討を進めた地区もありますが、全地区での検討には至っていないため、全地区での実施について検討を進めます。（社協）

■基本目標３の評価



5　課題の整理

現状や課題

・市民アンケート調査では、碧南市で支え合う地域づくりを進めるための行政の必要な支援について、「身近な場所に相談窓口を増やす」、「地域や福祉に関する情報提供を充実させる」の意見が多くみられました。
誰もが気軽に相談できる相談窓口の充実や、周知を進めるとともに、地域福祉に関する情報発信を積極的に努める必要があります。

・団体ヒアリング調査では、近年の地域の課題について、「近所との関係が薄い」、「地域活動の担い手がいない」という意見が多くみられました。地域での孤立化を防ぎ、つながりを持って安心して暮らしていけるよう、地域活動の担い手の養成に努め、課題解決に向けた活動の推進によって、これらの問題を解決する必要があります。

これまでの取組や成果

・小中学校及び高校生を対象とした福祉実践教室、中高生を対象としたボランティア体験教室、ボランティア活動の支援などを実施し、地域活動の担い手や団体の支援を図ってきました。地域では、地域の課題を話し合い、支え合う地域づくりのための新たな活動の動きもみられます。

・市内を６地区に分け、「地域の出来事を自分事に」をスローガンに、地域福祉推進会議を開催し、地域住民が話し合う場を設け、継続的に話し合いを重ねるとともに、年１回活動の共有及び地域福祉への関心を高めることを目的とした「地域福祉推進会議シンポジウム」を合同で開催し、地域福祉への関心や理解促進に努めています。

【考察や今後の方向性】

・地域福祉を推進していくには、住民一人ひとりが身近な地域や福祉について意識を高め、より多くの住民が地域福祉に関わることが大切です。地域福祉に関する住民の関心を醸成する働きかけが求められます。
・誰もが安心して地域で暮らしていくには、地域における支え合い活動の推進により地域の課題を地域で解決できるような仕組みを構築していくことが求められます。行政としても、今後ますます複雑化・複合化が予想される地域住民一人ひとりの福祉課題・生活課題に対して、相談支援体制の充実を図り、多様な支援・サービスについて、多機関が連携し、分野横断的に提供する姿勢が求められます。

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本目標

基本目標1

地域共生社会に向けた土台づくり

地域福祉を推進していくには、住民一人ひとりが身近な地域や福祉について意識を高め、より多くの住民が地域福祉に関わることが大切です。多様な方法で、地域福祉に関する住民の関心を醸成する働きかけや、地域福祉に携わる人材の確保・育成や活動の支援を進めます。

基本目標2

地域における支え合い活動の推進

支え合う地域づくりを進めるには、地域の住民同士が交流する中で顔の見える関係をつくり、地域の課題を地域で解決できるような仕組みを構築していくことが求められます。イベント・行事や地域の拠点などを活用し様々な世代の交流を促進するとともに、町内会を始めとした地域活動の活性化を図ります。また、分野や所属を超えて様々な機関や団体が連携を図ることで、地域のネットワークの構築を図ります。

基本目標3

支援が必要な人を支える仕組みづくり

誰もが安心して地域で暮らしていくには、あらゆる困りごとや悩みを相談できる場があることや、困りごとの解決につながる支援を受けられることが必要です。行政や社協、相談支援機関等様々な機関が連携し、相談支援体制の充実や多様な支援・サービスの提供を図ります。

基本目標4

安全で安心に暮らせるまちづくり

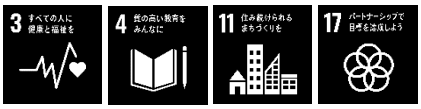
地域で暮らしていくために必要な住居や移動手段の確保や、本市でも関心が高い防災対策及び防犯や見守りについて施策を推進します。

2　施策の体系及び重点施策

基本目標	施策の方向
1 地域共生社会に向けた土台づくり	1　福祉教育の推進と支え合いのきっかけづくり　重点
	2　地域福祉の担い手の確保・育成　重点
	3　ボランティア活動の促進・支援
2 地域における支え合い活動の推進	1　地域の関わりあいや交流の促進・居場所づくり　重点
	2　地域活動の支援・地域の福祉課題解決に向けた援助　重点
3 支援が必要な人を支える仕組みづくり	1　支援機関等の協働による、寄り添い続ける支援の推進　重点
	2　多様化する福祉課題に対する福祉サービスの充実と情報提供
	3　誰もが暮らしやすい生活環境の整備
	4　権利擁護の推進
4 安全で安心に暮らせるまちづくり	1　災害に備える地域づくり
	2　日頃の見守り活動の支援

第4章　地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標１　地域共生社会に向けた土台づくり



現状・課題

●地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりの「地域共生社会」に向けた支え合いに対する福祉意識の醸成が必要不可欠であり、福祉意識の醸成を進めるためには、市民が積極的に社会参加をすることや、子どもの頃から福祉について学ぶことにより、お互いに思いやり、認め合う心を育むことが重要です。
令和８（2026）年度に実施した市民アンケート調査においては、「地域共生社会」という言葉を知っているについて、「全く知らない」が 50.0%と半数を占めています。「地域共生社会」はこれからの福祉のまちづくりにおいて欠かすことができないものであり、一人ひとりが地域共生社会の担い手となっていくためにその意味や重要性を周知していくことが必要です。

●本市では、「地域福祉推進会議シンポジウム」の開催や広報紙等を通じた情報発信、各学校における福祉実践教室の開催、寄付や共同募金等を通じて地域福祉や地域共生社会に関する啓発や学習機会の提供を行っています。

●町内会や老人クラブ、子ども会などの地域組織においても加入率の低下がみられており、担い手不足も課題となっています。地域住民の抱える課題が多様化する中で、地域の住民同士での助け合いや支え合いがますます重要となっており、地域や団体の活動を牽引する地域福祉の担い手の確保・育成を進めていく必要があります。さらに、ボランティア活動に興味関心を持ち、参加してもらえる機会づくりや、団体等に対して活動促進のための支援を進めていくことが必要です。

施策の方向１　福祉教育の推進と支え合いのきっかけづくり

方向性

啓発や広報により、市民の福祉意識の醸成を進め、市民一人ひとりが地域共生社会の基盤となれるような土台づくりを行います。

市民・地域の取組

市民

・自分が身近でできることから地域活動に関わりましょう。

・福祉について学ぶ場や地域のつどいの場に、積極的に参加しましょう。

地域・団体

・地区の地域福祉推進会議の取り組みは住民自身で情報発信しましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
1	地域福祉のＰＲ活動	**社会福祉協議会** 社協だよりやホームページ、ＳＮＳ等の情報媒体に加え、各種事業を通じた地域住民との関わりにより、福祉に関する啓発や福祉サービスに関する情報発信を行います。 **行政【福祉課・高齢介護課】** 地域福祉に関する特集記事を組む等、「広報へきなん」やホームページ、ＳＮＳ等を活用し、市民の地域福祉意識の高揚に努めます。
2	理解を深めるための講座実施	**社会福祉協議会** 講演会や研修会、講座等を開催し、地域福祉に関する理解促進に努めます。 **行政【福祉課・高齢介護課】** 社会福祉協議会と連携し、講演会や研修会、講座等を開催し、地域福祉に関する理解促進に努めます。
3	実践的な福祉教育の推進	**社会福祉協議会** 総合学習等によるボランティア活動体験や高齢者や障害者、子育て家庭等への福祉などに関する体験学習の機会を設定するなど、実践的な福祉教育を進めます。 **行政【保育課・高齢介護課・学校教育課】** 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動体験、体験学習の機会設定により、福祉教育の推進に努めます。

施策の方向２　地域福祉の担い手の確保・育成

方向性

地域福祉活動に参加する人の増加に向けて、地域福祉活動を具体化し、勉強会の開催等を通じ、支援の担い手確保を進めます。

市民・地域の取組

市民

・自分が身近でできることから地域活動に関わりましょう。

地域・団体

・活動の魅力を積極的に発信しましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
４	地域福祉活動の担い手づくり	**社会福祉協議会** 地域福祉活動を具体化し、活動に応じた担い手の確保・育成に努めます。 **行政【福祉課・高齢介護課・地域協働課】** 講座や勉強会の開催等を通じ、地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。特に、増加する高齢者等への支援の担い手の確保を重点的に進めます。

施策の方向３　ボランティア活動の促進・支援

方向性

ボランティア活動への関心を高めるとともに、市民が自身に合ったボランティア活動を選べる環境づくりやボランティア団体が活動を継続するための支援に取り組みます。

市民・地域の取組

市民

・関心のある取組やできることからボランティア活動に参加しましょう。

地域・団体

・活動の輪を広げるため、学生など若い世代への声かけや、ボランティア団体などの間で情報交換を行いましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
5	ボランティアの育成	**行政【地域協働課】** ボランティア団体の新たな立ち上げや育成のため、養成講座などの実施を支援します。
6	ボランティア活動への参加促進	**行政【地域協働課】** 地域住民がボランティアに参加しやすい環境づくりを行います。
7	ボランティア活動の活性化への支援	**行政【地域協働課・生涯学習課】** 地域住民やボランティアが地域活動を主体的に運営する取り組みを支援します。

基本目標２　地域における支え合い活動の推進



現状・課題

●市民アンケート調査においては、近所付き合いの程度について、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が 59.0%と最も高くなっており、令和２（2020）年度に実施した前回調査と比べて「困ったときにお互いに助け合える程度」「お互いに訪問し合う程度」といった親密に近所付き合いをしている割合が減少しています。

●同アンケートにおいて、住んでいる地域の課題・問題について、「わからない」が 29.4%と最も高くなっており、地域への関心が薄いことがうかがえます。次いで「近所との関係が薄い」、「地域活動の担い手がいない」が続いており、近隣関係の希薄化や地域活動団体等の組織の脆弱化が課題となっていることがわかります。

●地域共生社会の実現に向けては、地域の住民自らが地域の課題を把握し、その解決に向けて取り組める地域づくりを進めていくことが必要となります。そのためには、地域でどのような課題を抱えているのかを地域住民同士が共有し、課題解決に向けて取り組んでいく体制づくりが求められます。本市では、市内６地区ごとに「地域福祉推進会議」を組織し、主体的な地域福祉活動を展開しています。引き続き、地域課題の解決や安心して住み続けられる地域づくりに向けて会議体の活性化が重要です。

施策の方向１　地域の関わりあいや交流の促進・居場所づくり

方向性

地域住民同士が気軽につどい、日常的に交流できるよう、身近な地域での交流拠点や居場所づくりを推進します。

市民・地域の取組

市民

・町内会や地域の活動に積極的に参加しましょう。

地域・団体

・地域の交流拠点やつどいの場づくりに積極的に関わり、広く地域の皆さんに声掛けをしましょう。
・地域の人の居場所の創設に努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
8	地域での交流促進	**社会福祉協議会** 地域で行われている活動を活かし、地域の交流を促進します。 **行政【学校教育課】** 地域住民や保護者等が参加し、学校や生徒と交流できる行事を開催します。
9	地域での居場所づくり	**社会福祉協議会** 高齢者、障害者、こどもなど各分野の交流を促進し、居場所づくりを推進します。 **行政【生涯学習課・福祉課・高齢介護課・保育課】** 地域の行事・イベントや、公民館や学校等の公共施設、ふれあい農園等を活用し、多世代の交流を図ります。
10	地域の拠点としての公共施設の機能強化	**行政【高齢介護課・地域協働課】** 地域住民の交流活動を促進するため、公共施設への地域連携推進員の配置や、公共施設等の活動拠点の提供、助成等の支援を行います。

施策の方向２　地域活動の支援・地域の福祉課題解決に向けた援助

方向性

「地域共生社会」の実現に向け、地域活動団体等を中心に、地域住民自らが地域の課題を把握し、その解決に向けて取り組める地域づくりを推進します。

市民・地域の取組

市民

・地域を見つめて、課題をみんなで共有しましょう。

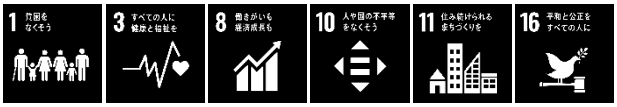
地域・団体

・地域活動や取組について、地域住民に積極的に情報発信しましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
11	地域活動団体の活性化	**行政【地域協働課・高齢介護課】** 町内会等の地域活動をする団体の活動内容等を周知し、活動団体の活性化を支援します。
12	地域活動団体との連携	**行政【地域協働課・高齢介護課・福祉課】** 町内会等の地域活動をする団体へ市政に関するわかりやすい情報を提供し、活動を支援します。
13	住民主体活動の活性化	**行政【福祉課・高齢介護課】** 地域福祉の担い手となる住民が、主体的に地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた検討を試みることができる環境を整備します。
14	地域福祉推進会議への支援	**社会福祉協議会** 地域福祉推進会議等を通じて、住民主体で行う身近な地域生活課題の把握や、必要なサービス・生活サポートのための仕組みづくりを支援します。
15	コミュニティソーシャルワークの充実	**社会福祉協議会** 個別課題に応じて地域の様々な資源をつなぎ、地域生活課題の解決を図るため、コミュニティソーシャルワークの充実を図ります。

基本目標３　支援が必要な人を支える仕組みづくり



現状・課題

●社会情勢の変化に伴い、地域住民の抱える福祉ニーズが複雑化・複合化しています。介護や子育て、障がい、生活困窮、ひきこもりなど、一つの福祉分野だけでは解決できない複合的な課題を抱える世帯が増加しています。

●市民アンケート調査においては、生活上の悩みや不安を相談できる相手または場所（機関）があるかについて、「ない」が 25.6%、「相談したくはない」が 4.4%となっており、相談先がない人や相談自体を避ける人が一定数いることがわかります。また、相談しやすい窓口としては「相談から支援まで一体的に、解決まで伴走してくれる」が 50%を超えて最も高く、切れ目のない支援体制が求められています。

●同アンケート調査においては、隣近所で手助けや支援が必要な人・家庭の状況について、「いずれもいない」以外では、「ひとり暮らしの高齢者」「高齢者のみの家庭」「要介護や認知症の高齢者がいる家庭」が上位にあげられており、高齢者を中心とした支援の必要性がうかがえます。高齢化により一人暮らし高齢者や認知症の高齢者も増加することが見込まれ、また、単身世帯の増加や未婚率の上昇等を背景に頼れる身寄りがない人も増加する可能性があります。

●本市では、令和８（2026）年度から重層的支援体制整備事業を開始しています。今後も、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するためのさらなる体制の強化や事業の深化が必要です。

施策の方向 1　支援機関等の協働による、寄り添い続ける支援の推進

方向性

多様な市民の悩みごと・困りごとや複雑・複合化した地域課題への対応に向けて、相談しやすい窓口づくりや関係機関や地域活動団体団体等との連携・協力体制の構築により課題把握・解決に取り組みます。

市民・地域の取組

市民

・相手に寄り添って話を聞き、身近な人の相談相手になりましょう。

地域・団体

・相談先が分からずに困っている人をみつけたら、寄り添って相談を受け、解決に向けて動き、困難な場合は関係機関等につなぎましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
16	包括的な支援体制の構築	**行政【福祉課・こども課・高齢介護課・健康課】** 制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える世帯等への連携した支援体制を構築します。
17	地域福祉のネットワークづくり	**社会福祉協議会** 民生委員・児童委員や町内会、ボランティア団体等の地域活動をする団体との支援ネットワークづくりを進めます。 **行政【福祉課・高齢介護課】** 企業等や民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体等の地域活動をする団体との支援ネットワークづくりを進めます。
18	関係機関との連携強化	**社会福祉協議会** 子育て、高齢、障害福祉の他、制度の狭間に対応できるよう、関係機関の連携を促進します。 **行政【福祉課・高齢介護課・こども課・健康課】** 相談を必要とする方に対し、的確かつ迅速に対応し、充実した支援を行うため、市役所各課等や社会福祉協議会等との連携を強化します。
19	生活困窮者への支援	**行政【福祉課・社会福祉協議会】** 生活困窮者の相談に応じ、関係機関と連携し、必要な情報提供や対応、助言を行います。また、就労や自立に向けた支援を行います。

No.	取組	方向性
20	自殺対策の推進	**行政【健康課】** 自殺対策に関連する庁内関係各課が連携し、相談の充実を図ります。また、相談内容に応じた適切な制度や相談機関、窓口につなげていきます。
21	総合的な相談窓口の充実	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課・健康課】・社会福祉協議会** 地域の相談支援機関（地域包括支援センター 、基幹相談支援センター等）が連携し、身近で総合的な相談窓口の充実を図り、包括的な相談支援体制を構築します。
22	相談支援機関への支援	**社会福祉協議会** 市内の相談支援機関（居宅介護支援事業所、障害児者相談支援事業所等）のサポートを行い、相談機能の充実に努めます。
23	ひきこもり等への支援	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課・健康課・学校教育課】・社会福祉協議会** ひきこもりや不登校の状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人などを早期に発見し、適切な支援につなぐためにアウトリーチ等を通じた継続支援を実施します。
24	頼れる身寄りのない人への支援	**行政【福祉課・高齢介護課】・社会福祉協議会** 頼れる身寄りのない高齢者等の日常生活支援、入院や入所の手続き、死後事務等について支援する体制を整備します。

施策の方向２　多様化する福祉課題に対する福祉サービスの充実と情報提供

方向性

福祉サービスの情報発信を行うとともに、事業所等における提供サービス内容の充実や質の向上を支援し、支援を必要とする人が適切なサービスを利用できる環境を整備します。

市民・地域の取組

市民

・正しい情報を得るため、信頼できる情報源から情報収集します。

地域・団体

・地域や団体の活動について積極的に情報発信します。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
25	福祉サービスの情報提供	**行政【福祉課・高齢介護課】** サービス等の情報が行き届くよう、広報や市ホームページ等の工夫や改善により、サービス情報を一層分かりやすく提供するとともに、支援を必要とする人に直接関わる民生委員・児童委員等への福祉情報の提供を充実します。
26	利用者ニーズの把握	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課】** 必要な福祉サービスが提供されるよう、きめ細やかな利用者のニーズ把握に努めます。
27	福祉サービスの質の確保	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課】** 福祉サービス事業所への監査などを実施し、サービスの低下を防止するとともにサービス向上に向けた方策を検討します。
28	多様なサービスの充実	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課】** 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開の促進など、多様なサービス提供体制の整備を促進します。

No.	取組	方向性
29	福祉人材の確保・育成	**行政【福祉課・高齢介護課】** 　将来的な福祉人材の不足等に対応するため、愛知県や市内事業所との連携により人材育成等の取組を進めます。
30	福祉情報の発信	**社会福祉協議会** 　子育て、高齢、障害福祉等に関する情報を集約し、社協だよりやホームページ、ＳＮＳ等を活用し、情報を発信していきます。

施策の方向３　誰もが暮らしやすい生活環境の整備

方向性

　移動・外出、住まいにかかる支援や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等により、誰もが安心・快適に暮らせる生活環境を整備します。

市民・地域の取組

市民

・交通やバリアフリーについて意識し、みんなに快適な環境か確認しましょう。

地域・団体

・活動を通じて、支援やサービスが必要な人に情報を伝えましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
31	移動に関する支援	**行政【高齢介護課・福祉課】** 　高齢者や障害者の地域生活の支援や社会参加を促進するため、移動や外出支援に関するサービスを提供します。
32	循環バスの利便性向上	**行政【商工課】** 　市内巡回バス等の公共交通機関の利便性の向上を図ります。

No.	取組	方向性
33	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	**行政【都市計画課】** 公共施設や公園、道路等を誰もが利用しやすいものとするため、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。
34	居住支援の充実	**行政【建築課・高齢介護課・福祉課】** 高齢者や障害者のほか、居住に課題を抱える人に対し配慮された住居の確保や充実を図るとともに、横断的な支援を行います。
35	高齢者・障害者等の外出支援	**社会福祉協議会** 車いすの貸出、車いす専用車の貸出各種サービスに係る支援等により高齢者や障害者等の外出支援を実施します。

施策の方向４　権利擁護の推進

方向性

虐待等の深刻な人権侵害に対し、防止のための啓発や情報発信、相談から適切な支援につなげるための連携体制の拡充を図ります。

市民・地域の取組

市民

・制度についての知識を深め、必要に応じて利用できるようにしましょう。

地域・団体

・支援が必要な人を地域で見守り、成年後見支援センターや専門機関などの必要な支援につなげましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
36	虐待の防止・早期発見・早期対応	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課】** 高齢者や障害者、児童に対する虐待を防止するとともに、加虐者の抱える課題についても、対応することのできる分野横断的体制の整備を促進します。
37	権利擁護に関する支援	**社会福祉協議会** 意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待等の権利侵害からの回復手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送ることができるよう、出張相談会、講演会、研修会、相談対応等の総合的な支援活動を行います。

基本目標４　安全で安心に暮らせるまちづくり



現状・課題

●近年、全国各地で豪雨や地震など甚大な自然災害が多く発生しています。災害対策は、まず自分たちで日頃から備える「自助」の取組が重要であり、そのために市民一人ひとりの防災意識を高めることが必要です。その上で、日頃からの顔の見える関係づくりや災害時に手助けが必要な人への対応、防災訓練の活性化などにより災害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

●災害時にはひとり暮らし高齢者や障害のある人など、自ら避難することが困難な要配慮者に対する避難支援や避難所等での配慮も課題となっています。本市では避難行動要支援者名簿の配布や地域での要配慮者の把握を促進していますが、より一層、地域の自主防災会で活用していけるよう支援をしていく必要があります。

●市民を犯罪から守る取組や地域の交通安全を実現するための意識醸成に向けた取組も重要です。特に近年では高齢者を狙った犯罪等も全国的に増加していることから、住み慣れた地域で、より安全に安心して生活を送るためにも周囲の見守りや声掛け、関係機関の協力体制による地域ぐるみの防犯・交通安全対策を強化する必要があります。

施策の方向１　災害に備える地域づくり

方向性

日常的なつながりを強めていくことで緊急時や災害に強い地域づくりを進めるとともに、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、各地域の自主防災会等の活動を促進します。

市民・地域の取組

市民

・防災訓練に参加し、災害時に地域の人と協力し合えるようにしましょう。

地域・団体

・防災訓練等の参加に、積極的に声掛けを行い、防災訓練等を推進しましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
38	防災訓練への支援	**行政【危機管理課】** 大規模災害に備えた避難所運営や、資機材の取り扱いなどについて、自主防災会と協力し、防災訓練を実施します。
39	避難行動要支援者登録制度及び個別避難計画整備の推進	**行政【危機管理課・福祉課・高齢介護課】** 災害時の避難行動要支援者及び個別避難が必要な支援者の把握を進め、民生委員・児童委員等に情報提供することなどにより日常的な見守り等を通じた災害時の支援の推進を促進します。
40	防災知識の普及・啓発	**社会福祉協議会** 地域と連携し、災害等に備えた訓練の実施や、防災リーダー養成講座等による防災知識の普及・啓発に努めます。
41	防災に関する地域連携の推進	**社会福祉協議会** 避難行動要支援者及び個別避難が必要な支援者の支援に備え、地域で連携ができる体制づくりを支援します。
42	災害･防災ボランティア活動の促進	**社会福祉協議会** 被災時の災害ボランティアセンター開設に備え、防災ボランティア等との連携を進めるほか、防災ボランティア等を中心とした地域で自主的な防災活動を支援します。

施策の方向２　日頃の見守り活動の支援

方向性

市民を犯罪から守る取組や地域の交通安全を実現するための防犯意識の醸成に向けた取組を推進します。

市民・地域の取組

市民

・顔の見える関係づくりで犯罪の起こりにくい地域づくりを進めましょう。

地域・団体

・地域ぐるみで防犯・交通安全に関する取組を進めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

No.	取組	方向性
43	地域の見守りによる安全な地域づくり	**行政【地域協働課・生涯学習課・福祉課・高齢介護課】・社会福祉協議会** 民生委員・児童委員やボランティア・市民活動団体、老人クラブ等との連携を図りながら、地域の自主的な見守り活動や、防犯活動を支援します。
44	子どもへの防犯対策の推進	**行政【学校教育課】** 小中学校等へ寄せられる不審者情報を電子メールにて周知し、保護者へ注意を促します。
45	防犯に関する情報の提供	**行政【地域協働課】** 犯罪の発生状況や特徴をホームページ等で周知するとともに、防犯教室を開催します。
46	防犯パトロールの実施	**行政【地域協働課】** 青色回転灯を装着したパトロール車による市内巡回パトロール活動を実施するとともに、地域における防犯パトロールを支援します。
47	消費者被害等の防止	**社会福祉協議会** 高齢者の悪質商法対策等、防犯に関する情報を提供していきます。

第5章　成年後見制度利用促進計画

1　計画と策定にあたって

（1）策定の趣旨

近年、高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれており、成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活での判断等に不安を抱える人へのサポート、障害者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、スタートしました。

平成 28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。国においては平成 29（2017）年３月に「成年後見制度利用促進基本計画」が、令和４（2022）年３月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。国の第二期計画では、成年後見制度利用促進の基本的な方向性として「地域共生社会の実現という目的に向けた共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づける」ことが示されています。（国の第三期計画はこの秋、冬まで骨格が出ないようですので、国の計画が出てから加筆していく可能性があります。）

昨今では、成年後見制度のニーズの増加・多様化が進み、より使いやすい制度にするための見直しが行われ、令和８（2026）年６月に「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、公布されました。

今後も制度運用における様々な課題の解消に向けた国の動きを注視していく必要があります。

本市においては、令和３（2021）年３月に策定した「へきなん地域福祉ハッピープラン（第３次碧南市地域福祉計画・第５次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画）」に包含するかたちで「碧南市成年後見制度利用促進計画」を位置づけました。また、令和７（2025）年４月には、成年後見支援センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度利用促進事業を実施しています。

第２次の計画となる本計画では、国の動向を踏まえ、行政や、成年後見支援センターが取り組むべき権利擁護施策について整理するとともに、地域福祉連動、団体連携、利用促進等において、更なる深化を図ります。

（２）成年後見制度の概要

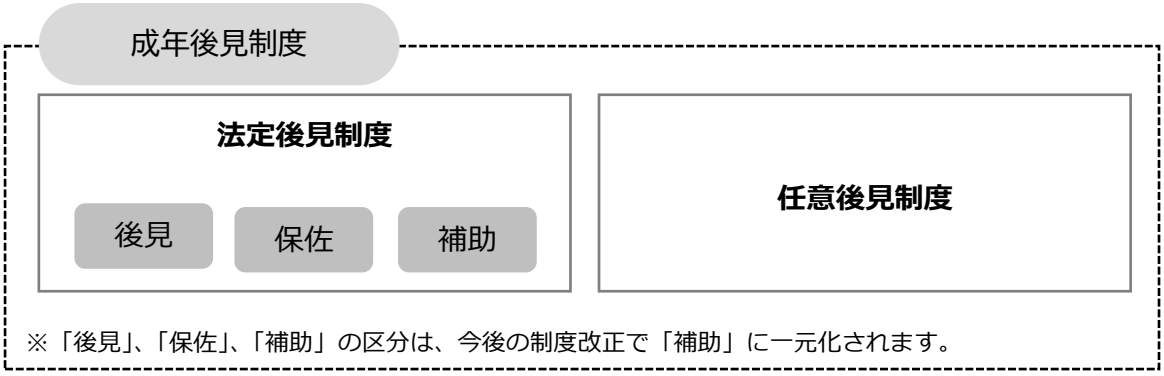
成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。

このような、判断能力の不十分な方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で、安心して暮らせる社会を築いていくための制度が成年後見制度です。

なお、成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。



■制度の概要

法定後見制度	任意後見制度
本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度（本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の３つの制度に分かれる。）です。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

（３）民法改正の概要

令和８（2026）年６月に公布された「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の概要は以下のとおりです。なお、施行については公布日から２年６月を超えない範囲内となっています。

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず、自己決定権を尊重するとの理念の高まり

成年後見制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

主な改正事項

改正前	改正後
●事理弁識能力を欠く状況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定権が必要以上に制限される	●本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止 事理弁識能力を欠く状況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能
●後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない	●利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能
●交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない	●選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化 ●本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能

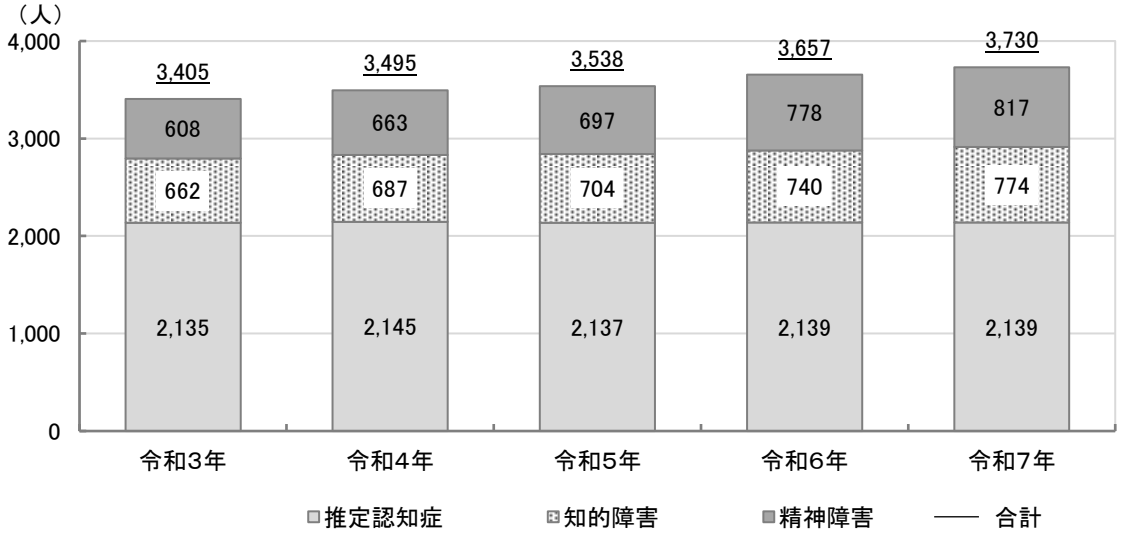
※事理弁識能力：利害得失を適切に判断する能力

2　現状と課題

（１）成年後見制度の対象者の状況

成年後見制度対象者は、年々増加しており、令和７（2025）年度 3,730 人となっています。内訳をみると、推定認知症が 2,139 人、知的障害が 774 人、精神障害が 817 人となっています。

■成年後見制度対象者数の推移



※推定認知症は、厚生労働省が令和４(2022)年５月８日に公表した「認知症および軽度認知障害（MCⅠ）の高齢者と有病率の推計」による高齢者における認知症有病率（令和４(2022)年で 12.3%）に 65 歳以上の人口を乗じた数値
※知的障がいは療育手帳保有者数、精神障がいは精神保健福祉手帳保有者数

資料：福祉課、高齢介護課（各年４月１日現在）

（２）成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度類型別利用者数は、令和７（2025）年で 64 人となっています。類型別にみると、後見類型が多くなっています。

■成年後見制度の類型別利用者数（令和７年 12 月末現在）

	碧南市		全国	
後見類型	58 人	(90.0%)	180,828 人	(69.6%)
保佐類型	4 人	(6.0%)	58,162 人	(22.4%)
補助類型	1 人	(2.0%)	18,078 人	(7.0%)
任意後見	1 人	(2.0%)	2,833 人	(1.0%)
合計	64 人		259,901 人	

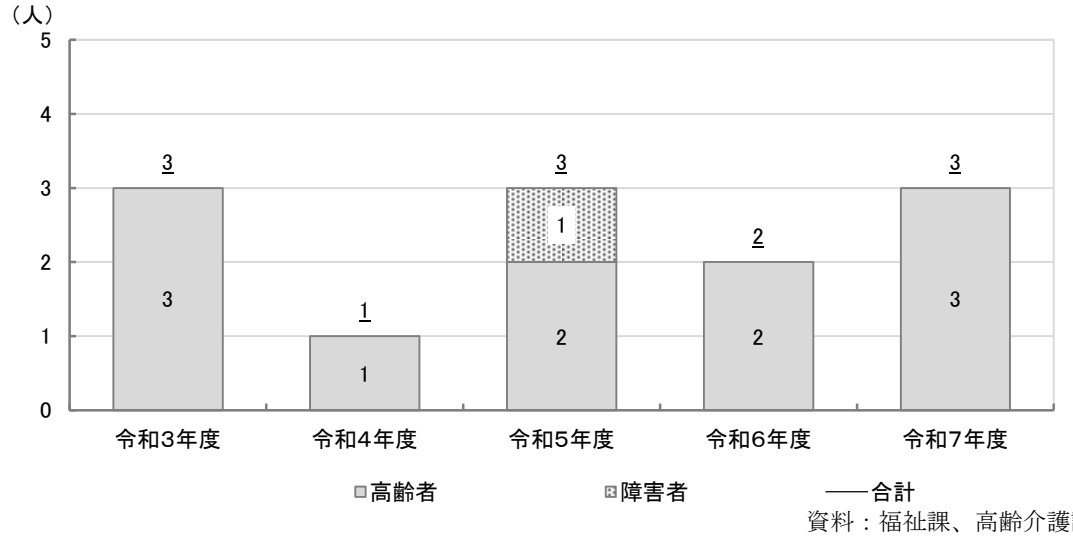
※（　）内の数値は構成比

資料：碧南市…高齢介護課、福祉課
全国…最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況-令和７(2025) 年１月～12 月」

（2）市長申立ての状況

市長申立て件数は、令和３（2021）年以降１～３件で推移しています。内訳をみると、令和５（2023）年の障害者１件以外は高齢者となっています。

■市長申立て件数の推移

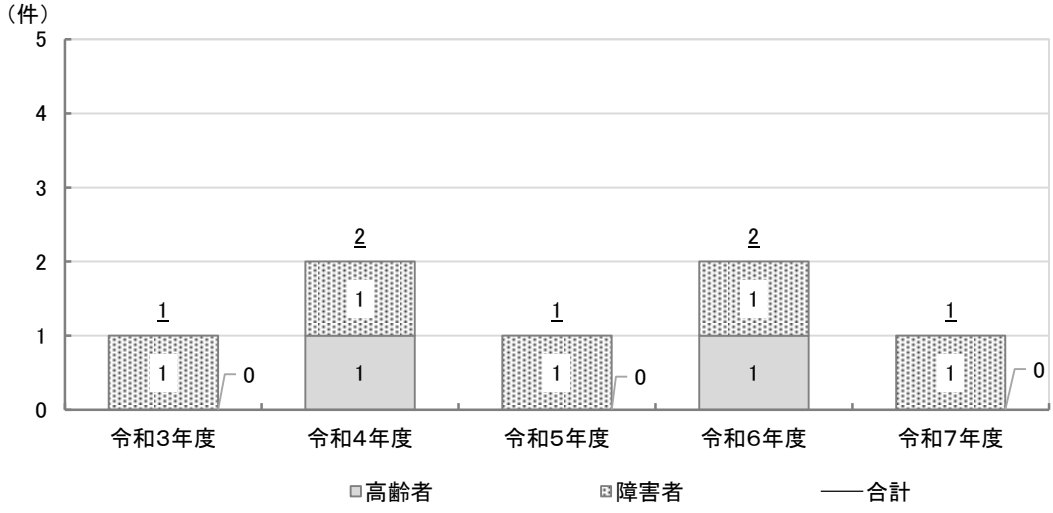


資料：福祉課、高齢介護課

（３）成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の利用状況

成年後見制度利用支援事業利用状況（報酬助成件数）は「碧南市成年後見制度利用支援事業実施規定」に基づき助成され、件数は、令和３（2021）年以降１～２件で推移しています。内訳をみると、令和４（2022）年、令和６（2024）年の高齢者１件以外は障害者となっています。なお、報酬助成については、令和９（2027）年以降、成年後見制度の利用促進に向け報酬助成条件等を検証していきます。

■成年後見制度利用支援事業利用状況（報酬助成件数の推移）



資料：福祉課、高齢介護課

【碧南市の成年後見制度関連事業の概要】

碧南市の成年後見制度関連事業と地域連携ネットワーク

碧南市では、碧南市成年後見制度利用支援事業として、成年後見申立費用や後見人等に係る報酬の助成や親族がいない場合の申立てを実施するほか、令和７（2025）年度からは中核機関として、碧南市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度利用促進事業を行っています。

愛知県

連携・支援

碧南市

碧南市成年後見制度利用支援事業

制度の利用を促進するため、以下の事業を行っています。

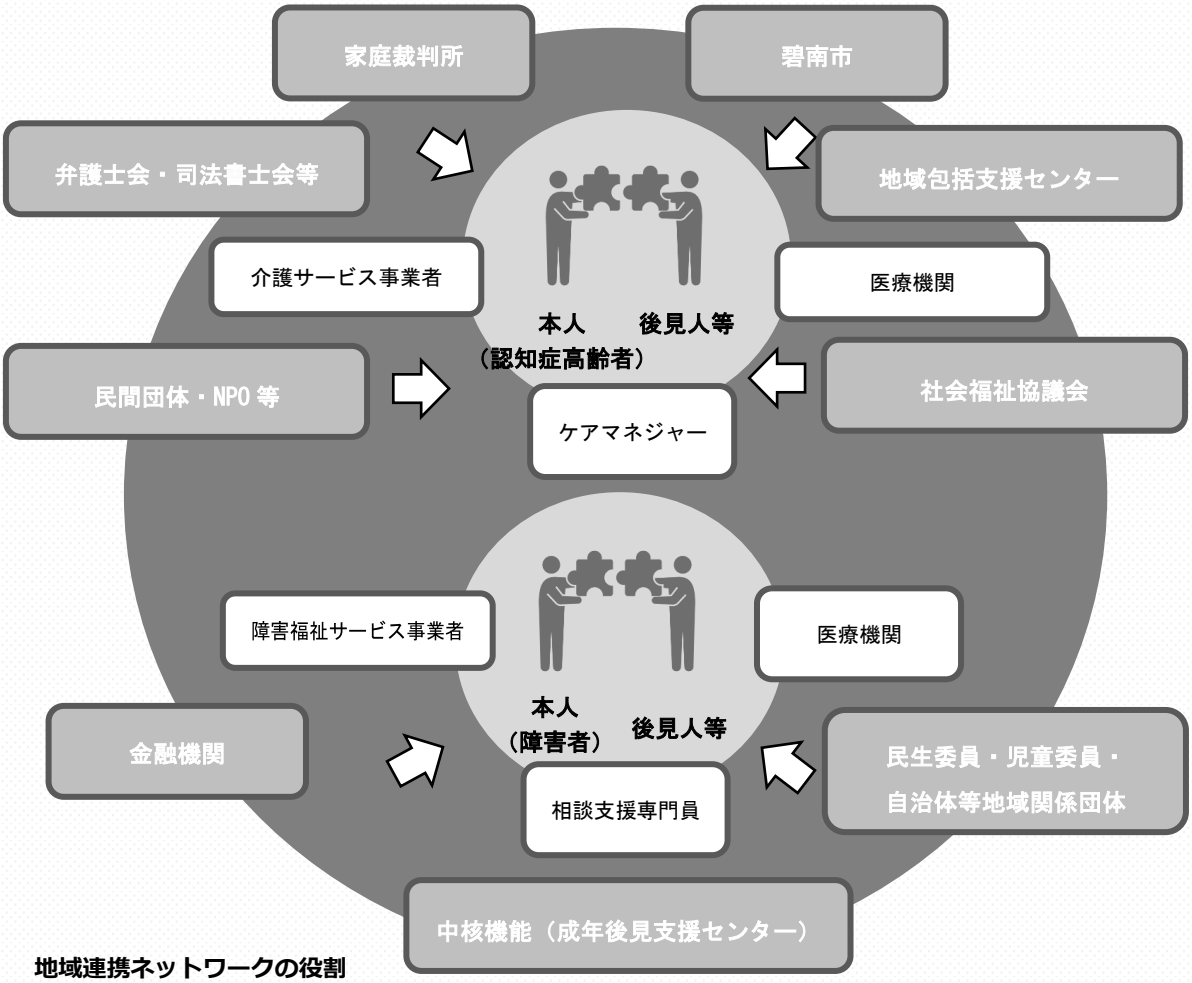
・成年後見申立て費用の助成
・後見人等に係る報酬の助成
・親族がいない方等の申立て事務

業務委託

成年後見支援センター
（社会福祉協議会内）

碧南市成年後見制度利用促進事業

・広報啓発
・相談（助言）
・利用支援
・後見人支援等



地域連携ネットワークの役割

・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
・早期の段階からの相談・対応体制の整備
・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワーク

3　施策の展開

認知症や障害等により判断能力が不十分な中でも、その人らしく豊かに生きる権利が守られることをめざし、市や関係機関等が以下の取り組みを実施します。

基本目標 1　制度の普及・利用促進

現状・課題

●全国的に認知症のリスクが高まる後期高齢者や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が増加しており、本市においても同様の傾向にあります。権利擁護支援を必要とする人が適切に制度を利用できる環境整備を推進することが重要です。

●市民に対しては、隔年で外部講師を招き、権利擁護に関する講演会を実施しています。

●市民アンケート調査結果をみると、制度の周知が進んでおらず、成年後見制度については「名前も内容も知らない」が 31.1%を占めるなど未だ制度理解が進んでいないことが見受けられます。

●成年後見制度の潜在的なニーズが多いと予想され、今後、制度利用が進むことで、成年後見人等の不足が懸念されています。

方向性

●制度の周知・啓発の充実と、制度を必要な人が適切に制度利用できるための環境を整備し、利用促進を図ります。

行政・成年後見支援センターの取組

No.	取組	方向性
1	制度の普及、利用の促進	**行政【福祉課・高齢介護課】・成年後見支援センター** 成年後見支援センターと連携し、権利擁護に関する制度の普及、利用の促進を図ります。
2	講演・講習会の開催	**成年後見支援センター** 成年後見制度等をテーマにした権利擁護に関する講演・講習会を開催する等、誰でも安心して暮らせる地域づくりを進めます。
3	法人後見の実施	**成年後見支援センター** 財産上の理由等により、他に適切な後見人等がいない場合、成年後見支援センターにおいて法人後見を実施し、意思決定支援の視点を重視した支援に努めます。
4	市長申立ての実施	**行政【福祉課・高齢介護課】** 申立てをする人がいない場合等、本人の福祉を図るために特に必要と認められるときに、市長が後見等開始の審判請求を行います。
5	利用支援事業（報酬助成）	**行政【福祉課・高齢介護課】** 判断能力が不十分な高齢者や障害者が成年後見制度を利用できるよう、費用負担が困難な人等に対しては、申立て費用や後見人報酬を市が助成します。

基本目標２　相談体制の充実

現状・課題

●本市では、成年後見制度に関する相談は、家族だけでなく、相談支援機関や医療・福祉機関からも寄せられます。内容は、制度に関するもの以外に法的な相談もあります。

●本市では、法律専門家との連携や個別相談会の開催も行っています。また、勉強会を通じて各分野の相談支援機関との連携強化を行っています。

方向性

●相談しやすい窓口として、市民に周知するとともに、専門職や関係機関との連携を強化し、相談から制度利用開始後も継続して支援できる体制づくりに努めます。

行政・成年後見支援センターの取組

No.	取組	方向性
6	市民・関係機関への相談支援	**行政【福祉課・高齢介護課】・成年後見支援センター** 行政、社会福祉協議会等、住民に身近な窓口を第一次相談機関として、権利擁護に関する困りごとを受け止めるとともに、専門的な支援が必要な際に成年後見支援センターへとつなげます。
7	関係機関等との連携	**行政【福祉課・高齢介護課】・成年後見支援センター** 医療・福祉関係者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談について、関係機関等と連携して迅速な対応を図ります。
8	後見人支援	**行政【福祉課・高齢介護課】・成年後見支援センター** 親族後見人等が本人の意思や生活状況を踏まえて、円滑に後見活動を行えるよう相談や情報提供を行います。

基本目標３　地域連携ネットワークの構築・担い手確保等の体制整備

現状・課題

●成年後見制度の利用促進に向け、行政・成年後見支援センター、各相談支援機関、医療福祉機関、専門職や裁判所等が連携し、本人を支える地域連携ネットワークの構築が求められています。

●本市では、後見人の担い手不足が課題となっており、専門職後見人だけでなく、市民後見人の育成や、活動を支える支援体制の充実が必要です。

方向性

●権利擁護支援を推進するため、多機関連携による、地域連携ネットワークの機能強化に向け、碧南市成年後見制度連携協議会による検討を進めます。

行政・成年後見支援センターの取組

No.	取組	方向性
9	碧南市成年後見制度連携協議会の運営	**行政【福祉課・高齢介護課】・成年後見支援センター** 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、民生委員・児童委員、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等が情報共有や課題の検討を行い、制度の利用促進や権利擁護の充実を図ります。
10	中核機関としての調整・コーディネート	**成年後見支援センター** 中核機関として、制度の利用支援、広報啓発、受任者調整、後見人支援等の機能を果たし制度の利用促進を図ります。
11	権利擁護の担い手の確保	**行政【福祉課・高齢介護課】・成年後見支援センター** 地域における権利擁護の担い手を確保するとともに、市民後見人が安心して活動するための支援の充実を図ります。

No.	取組	方向性
12	横断的な事業連携	**行政【福祉課・高齢介護課】・成年後見支援センター** 日常生活自立支援事業、頼れる身寄りのない高齢者等への支援に関する事業との連携を強化します。

第6章 再犯防止推進計画

1　計画策定にあたって

（1）策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、年々減少傾向にあったものの、近年では増加傾向にあります。また、再犯者については年々減少傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者も減少し続けているため、令和 7（2025）年の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は 46.2%と高い割合を占めています。

国においては、平成 28（2016）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

本市においても、このような状況を踏まえ、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するため、「碧南市再犯防止推進計画」を策定し、本市における再犯の防止等に関する施策を推進します。

（２）基本目標

基本目標１　就労・住居等安定した生活の確保

○雇用する側の理解・協力を得られるよう、協力雇用主または協力事業主の意義や募集に関する情報を周知するとともに、生活困窮者や就労を希望する障がいのある人に対しては、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。
○年齢、障がい、保証人や緊急連絡先が確保できないなどの理由で、住宅確保が難しい人に対し、住居が確保できるよう支援するとともに、保護観察所や教育機関等との情報連携を図り、指導や助言を適切に行います。

基本目標２　必要な福祉サービス等の利用促進

○犯罪や非行をした人が適切な支援を受けられるよう、必要に応じて関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進に努めます。
○薬物乱用の危険性・有害性を正しく周知するため、保護司会及び更生保護女性会が行う薬物乱用防止に関する助言、啓発活動の支援を行います。また、保健分野や福祉分野の研修を保護司会及び更生保護女性会の会員が適宜受講し、自殺防止等の助言や指導の普及に努めます。

基本目標３　関係機関との連携・活動支援

○保護観察所などと更生保護活動に資する情報や福祉サービスに係る情報などを相互に情報共有し、連携を図ります。
○愛知県、民間団体、刑事司法関係機関等との連携により、啓発活動や再犯防止に関する取組を推進すると共に、再犯防止に入口支援を含める連携を実施します。
○少年の健全な育成及び非行防止に向け、保護司会などとの緊密な情報共有を図るとともに、相互協力に努め、非行防止活動を推進します。
○非行防止のため保護司会が実施している防犯パトロールの活動を支援します。

基本目標４　広報啓発活動の推進

○再犯防止の取組や更生保護活動に関する情報を市ホームページや広報などで広く周知し、市民の理解促進に努めます。
○保護司会、更生保護女性会については、広く活動を PR することにより、会員の確保に努めていきます。

2　現状と課題

現在、編集中です。

3　施策の展開

犯罪をした人が、必要な支援を受けて社会復帰していることや、地域で再犯防止に対する理解が進み、再犯防止の支援の輪が広がっていることを目指し、市や関係機関などが以下の取り組みを実施します。

基本目標１　就労・住居等安定した生活の確保

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
1	就労や住居確保の支援	**社会福祉協議会・行政【建築課・福祉課・高齢介護課】** 関係機関等との連携のもと、犯罪をした人等の就労や住居を確保するための支援を行います。

基本目標２　必要な福祉サービス等の利用の促進

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
2	必要なサービスの提供支援	**社会福祉協議会・行政【福祉課・高齢介護課】** 犯罪をした人等のうち、高齢や障害等の複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスの提供を、複数の分野の主体が連携して包括的に支援します。

基本目標３　**関係機関との連携・活動支援**

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
3	依存症問題に対応する各種取り組みの推進	**行政【健康課・福祉課】** 愛知県や民間団体等と連携し、依存症問題に対応するための各種取組を進めます。また、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。
4	研修や団体運営などの活動支援	**行政【福祉課】** 更生保護に携わる民間団体等の再犯防止の取り組みを促進するため、研修や団体運営などの活動を支援します。
5	専門機関等との連携	**社会福祉協議会・行政【福祉課】** 相談支援において適切な対応ができるよう、必要に応じて司法関係者や専門機関等と連携を図ります。
6	関係機関との連携強化	**行政【地域協働課・福祉課・学校教育課】** 再犯防止に関係する取組の推進及び犯罪被疑者への社会復帰の支援を行うため、愛知県や近隣市町、関係機関、民間団体等との連携を強化します。
7	入口支援の連携強化	**行政【地域協働課・福祉課・学校教育課】** 刑事司法関係機関との連携により、釈放前の段階で、生活保護、医療、施設入所など必要な支援につなげます。
8	非行防止活動の推進	**行政【学校教育課・福祉課】** 保護司会と学校などとの緊密な情報共有を図るとともに、相互協力に努め、非行防止活動を推進します。

基本目標４　**広報啓発活動の推進**

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
９	理解促進	**行政【福祉課】** 「社会を明るくする運動」などの実施を通じて再犯防止活動についての啓発を行い、広く市民の理解促進に努めます。

第７章　重層的支援体制整備事業実施計画

１　碧南市における重層的支援体制整備事業の方向性・目標

本市では、社会からの孤独・孤立、８０-５０問題、ヤングケアラーの存在等、生活課題が複雑化・複合化する世帯が全国的にも増加する中、これらの課題に対応していくため、高齢・障がい・生活困窮分野における相談支援業務を行える相談窓口として福祉課を設置し、切れ目のない相談支援に取り組むとともに、碧南市社会福祉協議会においては、地域において、本人とその世帯に寄り添った伴走型の支援等を行ってきました。

本市が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、これまで実施してきた相談支援や地域づくり、関係団体・機関等との連携体制を基盤として、その取組の成果と強みを最大限に活かしながら、各分野で従来から進めてきた「相談」「社会参加」「地域づくり」の支援を横断的且つ一体的に実施することで、地域共生社会の実現に向けた本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組の一層の強化につなげます。

また、支援機関間の緊密な連携による対応力の向上を図るとともに、地域でのより多様な主体による関わりを育むことで、人と人、人と地域（社会資源）がつながり合い、地域全体で支え合う包括的な支援体制の更なる充実を目指します。

（重層的支援体制整備事業のあらましは P6 に記載のとおりです。）

２　重層的支援体制整備事業の基本方針

（１）基本的な考え方

へきなん地域福祉ハッピープラン（以下「地域福祉計画」という。）や個別の計画の方針、目標との整合性を図りながら、地域福祉計画の基本理念である、地域共生社会の実現を目指します。

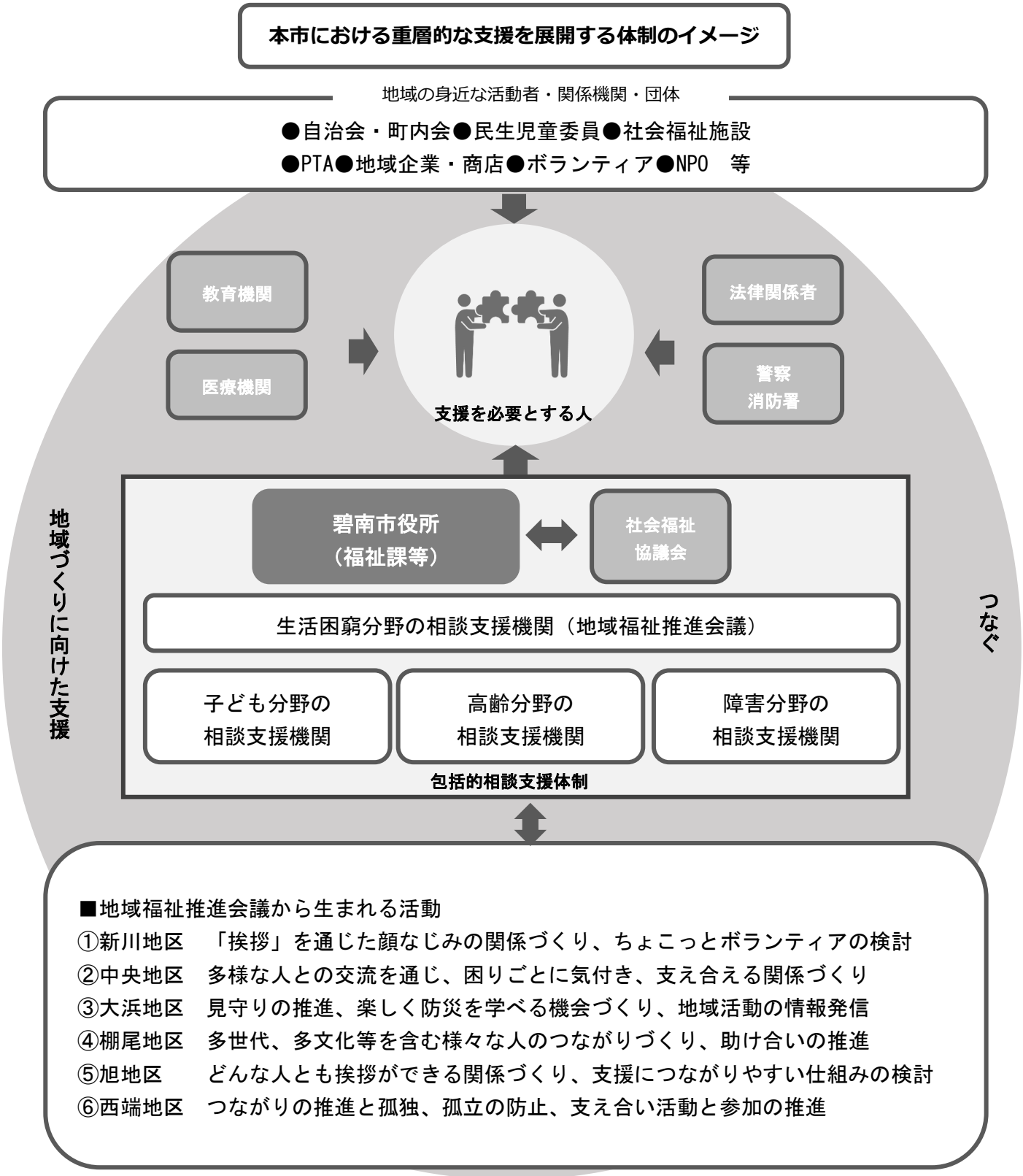
実施体制は、新たな組織を作るのではなく、既存の各分野の拠点の体制及び機能を活用し、支援関係機関で連携を図り、包括的な相談体制を構築します。

（２）基本理念

地域福祉計画の理念である、「みなとつながり　支えあう　みなとまち　へきなん」が実現できる地域を目指し、事業を推進していきます。

3　重層的支援体制の推進

本市においては、複雑化・複合化する課題を、市役所、支援関係機関等が受け止め、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら適切な支援に結びつける横断的な支援体制を強化していきます。



4　重層的支援体制整備事業における各事業の概要

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

区分	内容
包括的相談支援事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第１号）	●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第２号）	●社会とのつながりをつくるための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第３号）	●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第４号）	●民生委員・児童委員、包括支援センターと連携して継続的支援を行う ●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第５号）	●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援相談機関の連携の取組、各地域づくり機関連携の取組を定期的に実施

5　事業目標、事業構成、実施内容

本計画の事業目標、事業構成、実施内容は、年度ごとに事業に対する評価を行い、より充実した支援体制の整備に向けて見直し等を行うため「別紙」に記載するものとします。

6　支援関係機関間の連携に関する事項

（１）包括的相談支援事業

既存の「地域ケア会議」などの個別ケース会議、地域の社会資源活用等を検討する場等を活かし、関係機関間の一体的な連携を図ります。また、包括的相談支援機関を中心に、「包括的相談連携会議」を次のとおり年２回程度開催し、関係機関の対応強化及び関係機関間のネットワーク構築を図ります。支援対象者からの意見（フィードバック）を把握することにより、支援が適切であったかどうかの検証を行います。

ア　事例の共有

解決事例を共有することにより単独の相談支援機関で問題解決可能な体制を整えます。

イ　職員研修

相談能力及び連携方法の研修を通じて、制度の趣旨の理解の促進及び関係機関間の連携を強化する取り組みを進めます。

ウ　事業の評価

次の項目を評価して共有することとします。

（ア）相談受付及び相談支援に係る課題（以下「相談課題」という。）の共有

（イ）相談課題分析及び分析結果の共有

（ウ）理想像の共有及び目標設定・評価

エ　事業の見直し等

（ア）包括的相談支援事業に係る見直しを検討します。

（イ）他分野と連携を検討します。

（２）地域づくり事業

地域づくり実施機関を中心に次のとおり「地域づくり連携会議」を年２回程度開催し、理想の地域づくりを目指します。

ア　事例実績（経過）の共有

地域づくりの経過を情報共有します。

イ　事業の評価

次の項目を評価して共有することとします。

（ア）地域づくりに係る課題を共有します。

（イ）地域づくりに係る課題分析及び分析結果を共有します。

（ウ）地域の理想像の共有及び地域づくりに係る目標を設定・評価します。

ウ　事業の見直し等

（ア）地域づくりに係る事業の見直しを検討します。

（イ）他分野と連携を検討します。

7　重層的支援体制整備事業の推進体制

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、単独の支援機関だけで対応が困難なケースについて、多機関協働事業において「重層的支援会議」や「支援会議」を開催し、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性についての調整を行います。

（１）重層的支援会議（法第 106 条の４第２項第５号）

目的	・関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、関係者相互が共有・連携して支援できるように会議を運営する
担当課	福祉課
内容	・支援事例の情報共有ケース検討を踏まえ主に次の役割を果たす。 なお、既存の会議体（地域ケア会議、自立支援協議会など）と連携のうえ開催することもある。 ① 支援に関するプランの協議 ② プランの適切性の協議 ③ プラン終結時等の評価 ④ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
構成員	・ケースに応じて参加者（関係各課、関係機関、地域住民等）を決定する。 ただし、該当ケースの包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業者の参加は必須とする。
開催時期	随時

（２）支援会議（法第 106 条の６）

目的	・守秘義務を課し、支援拒否や本人同意が得られない事例に対し、支援会議の参加者に個人情報を共有して、必要な支援を検討する。
担当課	福祉課
内容	・潜在的な相談者に支援を届けられるよう主に次の役割を果たす。 ① 気になる事業の情報提供・情報共有 ② 見守りと支援方針の理解 ③ 緊急性がある事案への対応
構成員	・ケースに応じて参加者（関係各課、関係機関、地域住民等）を決定する。
開催時期	随時

第８章　地区別計画

地区別計画とは、計画期間である令和９年度から令和１４年度に各地区で優先して取り組むべき重点目標などを示したもので、市内６地区（新川地区・中央地区・大浜地区・棚尾地区・旭地区・西端地区）で２回実施した地域福祉推進会議での協議のもと策定しました。地域福祉推進会議では、地区ごとの目指す地域、重点目標や具体的な取り組みのアイデアについてワークショップ形式で話し合いを行いました。

地域福祉推進会議とは？

地域福祉推進会議は、”地域の出来事を 自分事として考える”をテーマに地域の福祉課題や特性を共有し、地域住民が主体的に解決策を検討することを狙いとして、平成２７年度より、市内６地区で年に２回程度開催してきました。

地域福祉推進会議には、連絡委員や民生委員児童委員などの団体や地域で福祉活動の検討や活動をしている方々等が参加し、地域の福祉課題などについて検討を重ねています。

地域福祉推進会議の検討や取組みの例として、新川地区では、「地域での顔なじみの関係づくり」のため、小中学校の下校時に「おかえり運動」を実施してきました。その結果、児童と地域の方との交流やあいさつの促進、安心・安全の確保などにつながっています。また、高齢者が参加することにより、生活にハリを持つことができたなどの効果もあります。

地域の特色を活かし、様々な活動が展開されています。



多世代交流の促進
（旭地区）





地域での支え合いの推進
（西端地区）

今後は、81 ページ以降に定めた重点目標について優先的に取り組み、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会として、様々な活動の展開や地域の方の参加を通して、支え合うことのできる地域づくりを目指します。

支え合うことのできる地域づくり

地域には、様々な人が生活をしています。どの人も子供の時は大人のサポートを受け大人になり、そして自立した生活ができるようになりますが、歳を重ね体が不自由になり、他者のサポートが必要となる時期もあります。また、何らかの障害の状態になったり、生活に困窮するなど様々な状態になることもあります。

そのような状態に対して、地域にちょっとした気づきや手助けがあれば、暮らしやすくなることもあります。「誰もがいつかは通る道」として、地域のできごとを自分事と捉えながら、支え合える地域づくりを目指しています。

図を掲載予定

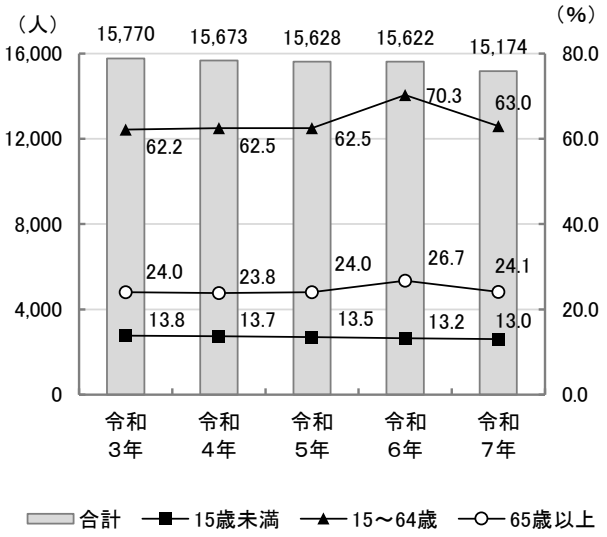
1　新川地区

データ・アンケートからみる状況

新川地区の総人口は令和３(2021)年度以降減少傾向にあり、令和７(2025)年度で 15,174 人となっています。他の地区と比較すると、総人口は、旭地区、大浜地区に次いで多く、高齢化率は市全体よりやや高くなっています。

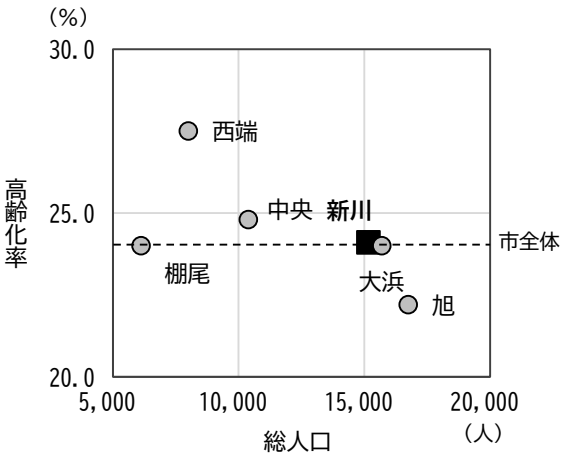
近所づきあいの程度は、市全体と比較して「困ったときにお互いに助け合える程度」、「立ち話をする程度」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢３区分別人口割合の推移



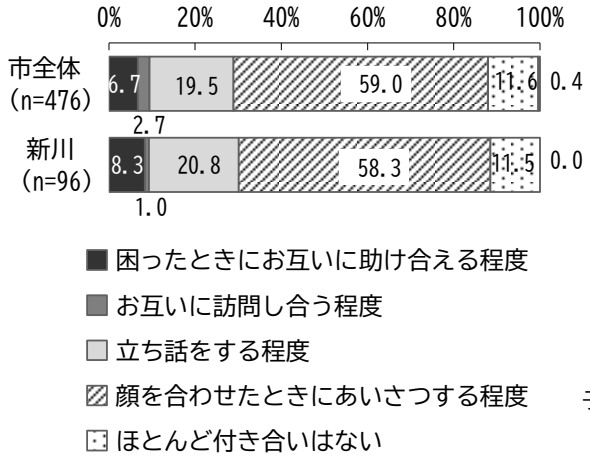
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

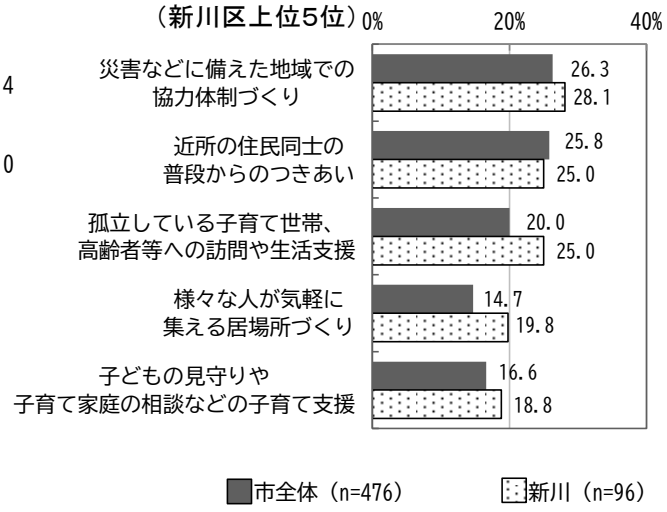


資料：住民基本台帳（令和７年４月１日）

■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと



これまでの地区での活動と地域福祉推進会議での主な意見



前計画では、「ふくし」への関心を持つこと、あいさつを通じて子どもや地域の方が安全に暮らせることを目標とし、取組を進めてきました。具体的には、「おかえり運動」として、「おかえり・ただいま」のあいさつを通じた顔なじみの関係づくりの実践と、そこから発展し、小中学校の入学式、卒業式をお祝いする「おめでとう運動」という取り組みも生まれました。これまで一貫して、住民同士の「つながり」に着目し、意見交換や企画検討、活動と反省をコツコツと積み重ねた結果、「新川地区はおかえり運動」という活動の軸が少しずつ出来上がってきました。しかし、一方で、活動の参加者がまだ少ないことや活動の対象が一部に限られていることなど課題も挙がっています。

重点目標と今後の取り組み案

重点目標　あいさつを通じて「知り合い」が沢山いるまちを目指そう！

～つながりの一歩は、あいさつから～

「あいさつ」が「おしゃべり」のきっかけとなり、知り合いや顔なじみといった関係性が出来ます。知っている人が近所に沢山いるまちは、安心して暮らすことができます。また、そのようなつながりがあれば、困っている人の声も拾うことが出来ます。

重点目標　小さな「ふ・く・し」をコツコツと

自分や周りの誰かのためにするちょっとした事が「ふだんの・くらしの・しあわせ」となり、安心できる暮らしに繋がっていきます。そのため、現在の活動の幹を太くし、さらに新たな活動の発展を目指していきます。

＼　こんなことをやっていきます！　／

- 「あいさつ」を通じた顔なじみの関係づくりをさらに拡大していきます。
- 顔なじみの方が増え、困った時に相談しやすい関係をつくります。
- 子育て世代や様々な不安を抱えた方が「おしゃべり」できる交流の場を検討します。
- 将来を担う「子ども達を主役」として、お祭りなどの行事を通じたつながり作りに取り組みます。
- お掃除、お手伝い、おはよう運動など、自分たちでできる範囲のことから始めてみます。

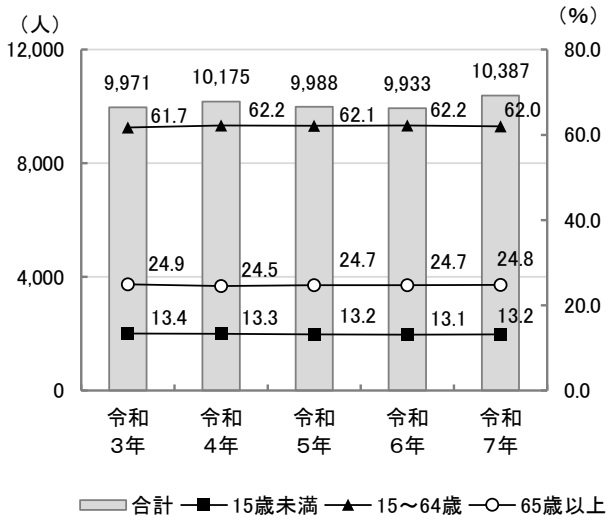
2　中央地区

データ・アンケートからみる状況

中央地区の総人口は令和３（2021）年度以降増加、減少を繰り返し、令和７（2025）年度で 10,387 人となっています。他の地区と比較すると、総人口は、棚尾地区、西端地区に次いで少なく、高齢化率は市全体よりやや高くなっています。

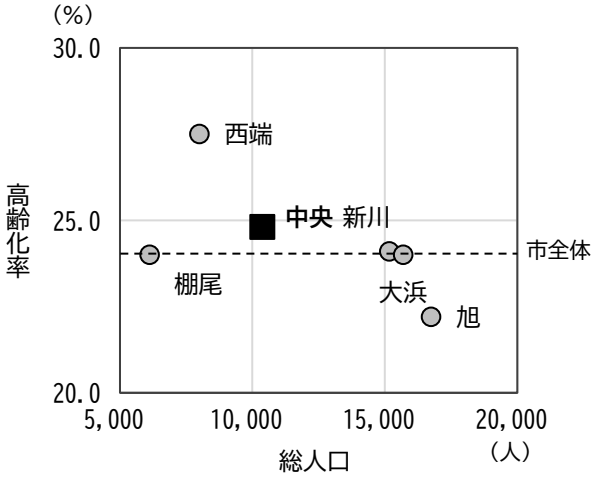
近所づきあいの程度は、市全体と比較して「顔を合わせたときにあいさつする程度」、「ほとんど付き合いはない」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「災害などに備えた協力体制づくり」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢３区分別人口割合の推移



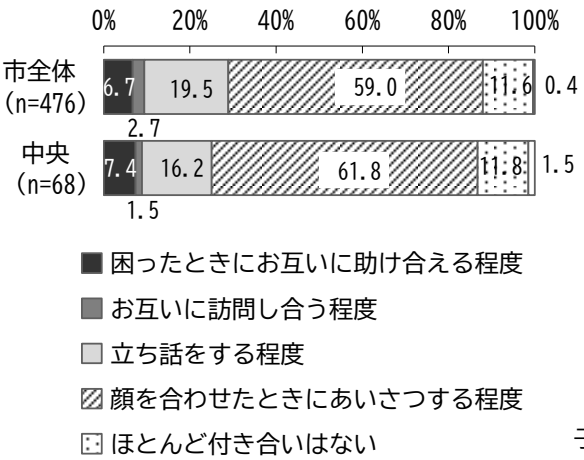
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

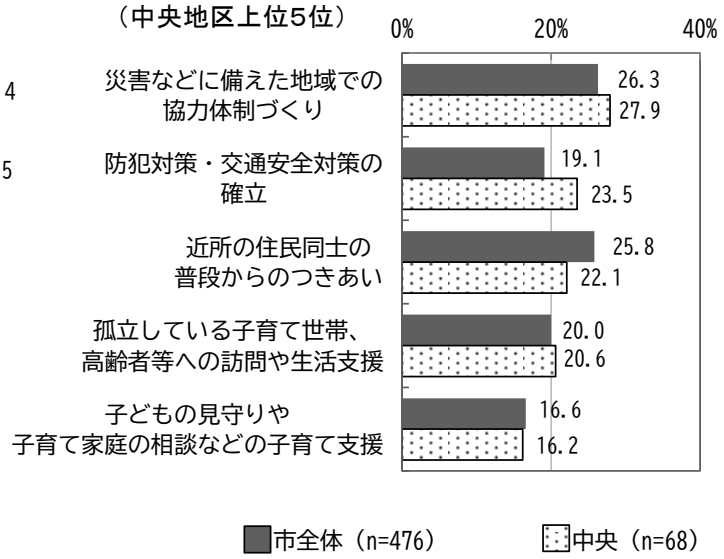


資料：住民基本台帳（令和７年４月１日）

■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと



これまでの地区での活動と地域福祉推進会議での主な意見



地域でのつながりや交流の充実のため、「道場山福祉の会」、「中山福祉の会」を中心に、こどもや高齢者、障害を持った方たちと農園活動や花壇の苗植え活動等を行ってきました。また、「天王地区福祉協議会」では防災をきっかけに地域のつながり作りや助け合いに向けた活動を行ってきました。地域福祉推進会議では、多様な人が集える居場所や交流等を通じてつながりを広げていくこと、若い世代の福祉や防災への意識を高めていくこと、あいさつ等を通して、顔なじみの関係を作り、日頃から助け合える関係を作っていくこと等の意見が出ました。

重点目標と今後の取り組み案

重点目標　世代や文化を超えて楽しくつながろう

子どもから高齢者、障害者、外国人、隣近所の人まで、誰もが楽しくつながり、顔なじみを増やしていきます。つながりが広がることで、地域全体で支え合える環境をつくります。

重点目標　普段の関わりと学び合いを通して共に支え合おう

日々のあいさつや体験・学びを通して、地域や福祉への関心を持てるようにしていきます。日常の関わりの中で困りごとに自然と気づき、助け合える関係性を育てていきます。

＼　こんなことをやっていきます！　／

- 子どもから大人まで農園活動を通じて、誰もが役割を持って生き生きと過ごせる場をつくります。
- 同じ趣味を持つ多世代で交流したり、子どもの宿題・食事支援を行います。
- 盆踊りの復活や地域の運動会など、外国籍の方や若い世代も参加できる機会を増やします。
- 各活動に参加できるようにしたり、情報の共有等を行い、中央地区全体で支え合えるようにしていきます。
- 挨拶を通して、子どもや外国籍の方とも顔なじみになりながら、地域の見守りにつなげます。
- 学校と連携した体験型の防災訓練や、若い世代による SNS 発信・企画参加を通して、次世代と一緒に地域の防災・福祉への意識を高めます。
- 日常の関わりを通じ、高齢者や障害のある方の困りごとに普段から自然と気づいて助け合える関係を育てます。

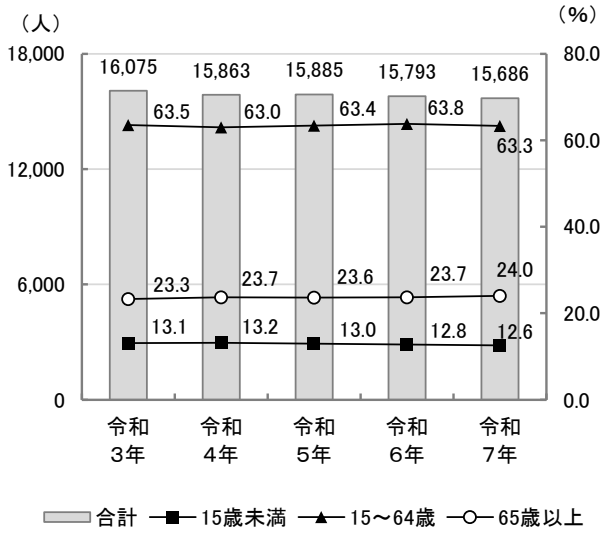
3　大浜地区

データ・アンケートからみる状況

大浜地区の総人口は令和３(2021)年度以降減少傾向にあり、令和７(2025)年度で 15,686 人となっています。他の地区と比較すると、総人口は旭地区に次いで多く、高齢化率は市全体と同率となっています。

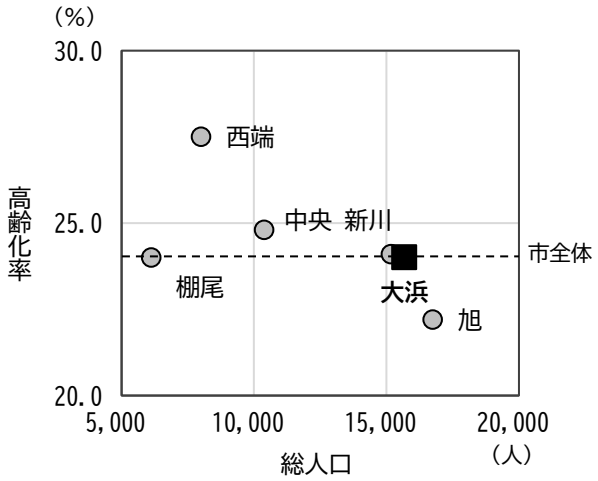
近所づきあいの程度は、市全体と比較して「お互いに訪問し合う程度」、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が最も高くなっています。

■総人口・年齢３区分別人口割合の推移



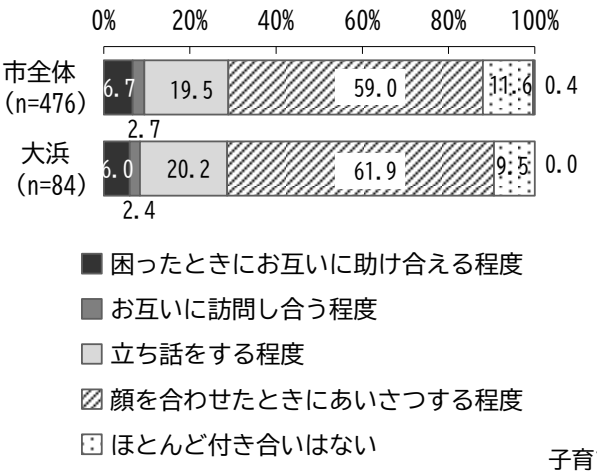
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■保の地区との総人口・高齢化率の比較



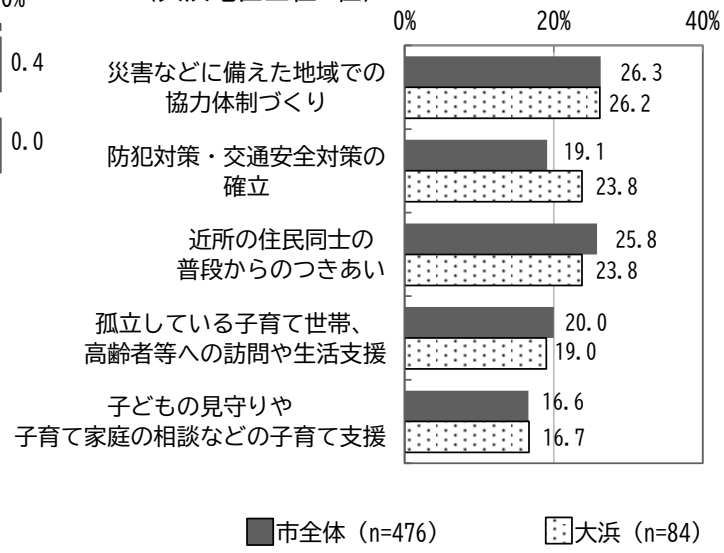
資料：住民基本台帳（令和７年４月１日）

■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと

（大浜地区上位5位）



これまでの地区での活動と地域福祉推進会議での主な意見



大浜地区は多世代交流と、災害時支援をすすめるために、防災のイベント「まなぼうさい」や、保育園やこども園との交流、お寺でのラジオ体操や宿題会を開催してきました。また「大浜つながり隊」を結成し、SNS で大浜地域の活動の発信を始めています。

地域福祉推進会議では、世代を超えたつながり、国籍を超えた交流を期待する意見が出ました。また、災害時の地域での対応についても、普段からつながりがあってこそとの意見が多く出ました。

重点目標と今後の取り組み案

重点目標　「お互いさま」でつながろう

つながることを強制されない、自分らしく地域で暮らせるように心地よい距離感を大切にして、その人らしい暮らしが尊重されるような地域を目指します。そして、お互いを尊重しつつも、日常生活の中で「気になる人」を見守る目が育つような地域を目指します。

重点目標　「たのしみ」を持って暮らそう

楽しみ（目に見える活動や娯楽）と、愉しみ（自分自身の心の持ちようで価値を見出す活動）をそれぞれ活かせるような地域にすることで、自然に人と人との距離を縮め、自分の興味や関心、得意分野を活かした活動ができるような活気ある地域を目指します。

＼　こんなことをやっていきます！　／

- 民生委員の挨拶活動に賛同してくれる人を増やします。
- 楽しく防災を学べる機会を継続して作ります。SNS で災害時に役立つ情報を発信します。
- 既存の活動を活かした、身近な居場所づくりを応援します。
- 公民館、区民館、保育園、神社仏閣がより身近なものに感じられるように交流を進めます。
- 回覧や SNS グループで地域や学校の行事を周知して参加するきっかけを作ります。

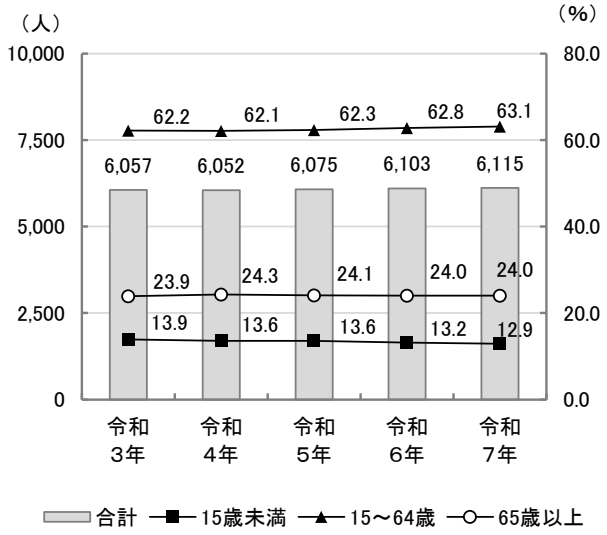
4　棚尾地区

データ・アンケートからみる状況

棚尾地区の総人口は令和３（2021）年度以降増加傾向にあり、令和７（2025）年度で 6,115 人となっています。他の地区と比較すると、総人口は６地区で最も少なく、高齢化率は市全体よりやや低くなっています。

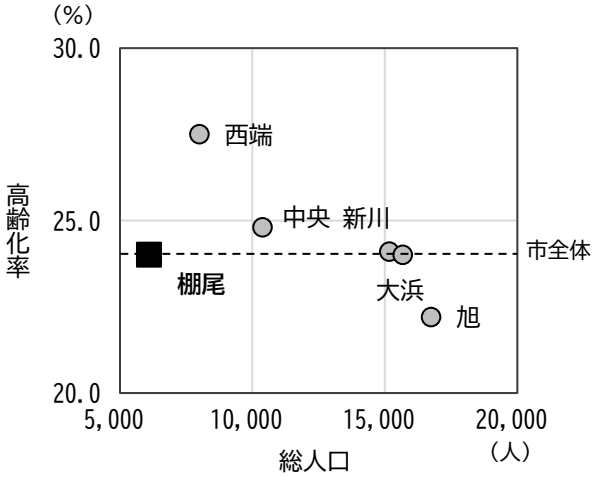
近所づきあいの程度は、市全体と比較して「お互いに訪問し合う程度」、「ほとんど付き合いはない」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「近所の住民同士の普段からのつきあい」が 37.0%と最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢 3 区分別人口割合の推移



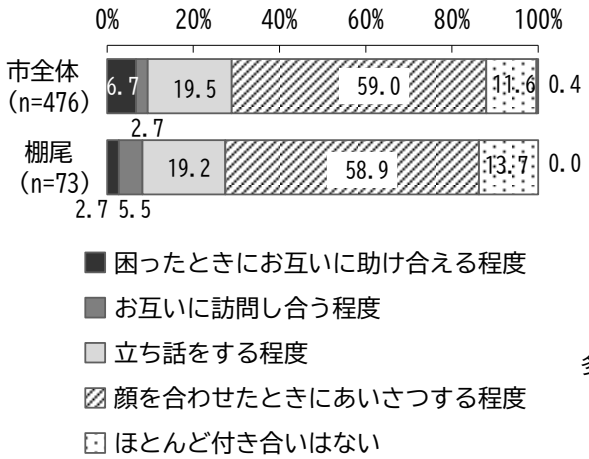
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較



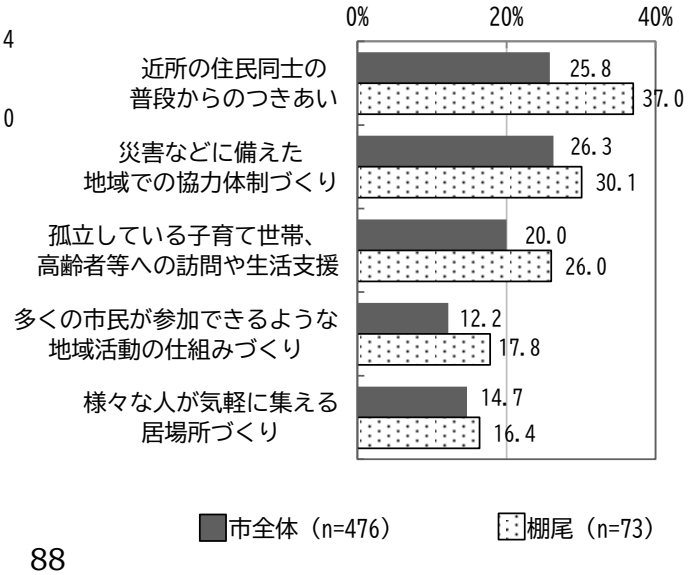
資料：住民基本台帳（令和７年４月１日）

■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと

（棚尾地区上位5位）



これまでの地区での活動と地域福祉推進会議での主な意見



棚尾まちおこしの会など地域の方たちが一緒に地域ふくし活動を進めてきました。棚尾地区自主防災訓練では、障害当事者や家族、高齢者グループホームの入居者も参加し、地域の方たちにも要配慮者に対して気づいてもらえるようにしてきました。また、たなを村まつりでは、中学生ボランティアを中心に地域の方と楽しみながら活動をしてきました。

地域福祉推進会議では、日々の生活や活動の中で出会い、人と人がつながることが大事、お互いの強みや特色を持ち寄ることで、新しい気づきや活動につながるのではないか、といった意見がありました。また、困っていても声をあげられない人たちに気づける地域になると良い、といった意見もありました。

重点目標と今後の取り組み案

重点目標　出会いでつながり、地域で「ご縁」を広げよう

多世代、多文化など、様々な方たちが元気に活躍していく地域を目指します。地域ふくし活動など、様々な機会で出会うご縁をきっかけに、つながりを深めていきます。

重点目標　お互いで助け合い、安心できる居場所を増やそう

お互いの存在に気づき、尊重し合えるような地域を目指していきます。閉じこもり、孤立予防から楽しみ、生きがいにつながる活動・場づくりをしていきます。

＼　こんなことをやっていきます！　／

- 多世代、多文化など様々な方たちが一緒になって棚尾地区の地域ふくし活動に参加し、楽しい経験（記憶）を一緒に培いながら、地域への愛着を育んでいきます。
- たなを村まつりや棚尾高齢者と子どもふれあい食堂、棚尾お助け隊など、棚尾地区での既存の強みをさらにパワーアップさせ、人と人をつなぐ場づくりをしていきます。
- 棚尾地区自主防災訓練や棚尾保育園・幼稚園の訓練へ地域の方たちが参加し、子どもや高齢者、障害者など日頃から顔の見える関係を作り、お互いが助け合えるような地域にしていきます。

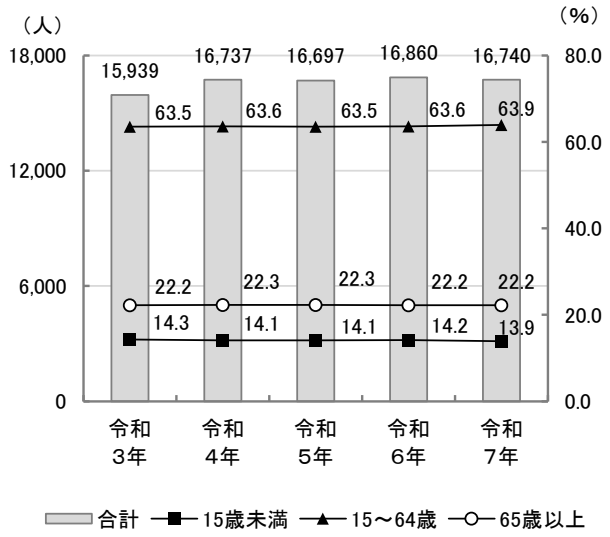
5　旭地区

データ・アンケートからみる状況

旭地区の総人口は令和３（2021）年度以降増加、減少を繰り返し、令和７（2025）年度で16,740 人となっています。他の地区と比較すると、総人口は６地区で最も多く、高齢化率は最も低くなっています。

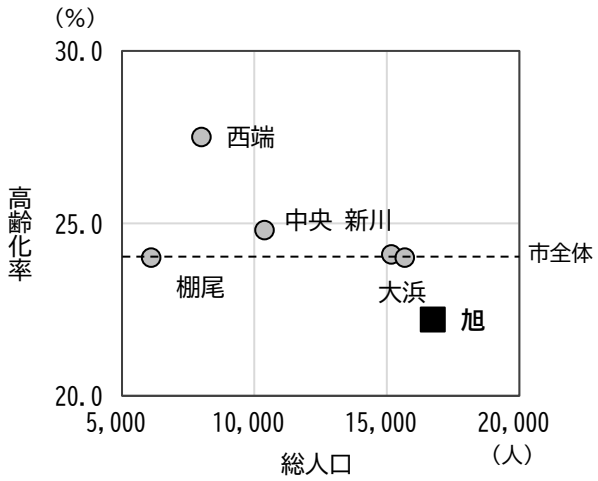
近所づきあいの程度は、市全体と比較して「お互いに訪問し合う程度」、「立ち話をする程度」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「災害などに備えた地域での体制づくり」が最も高くなっています。

■総人口・年齢３区分別人口割合の推移



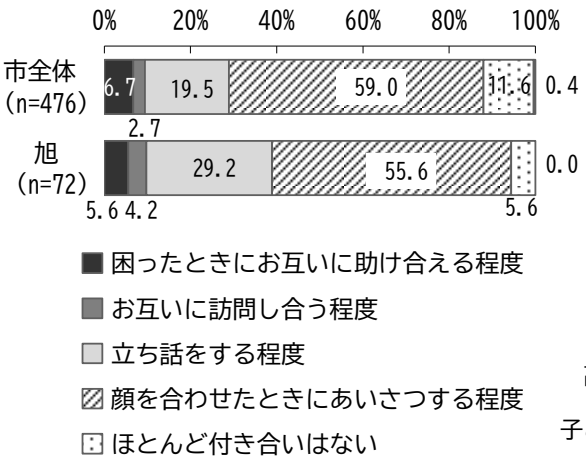
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較



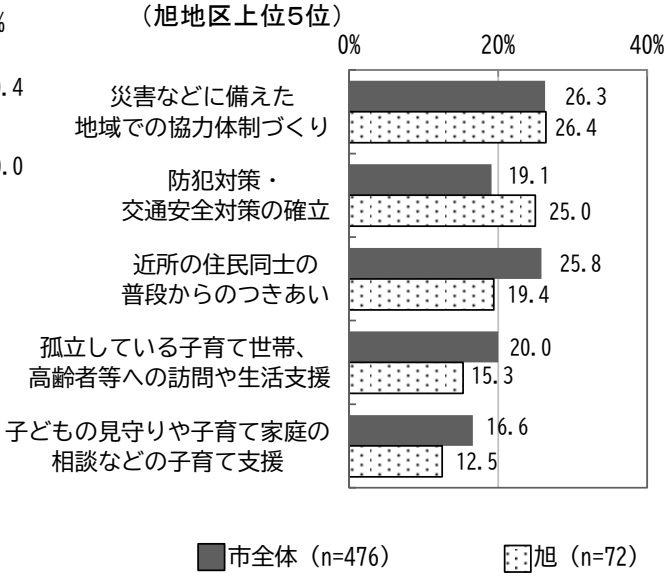
資料：住民基本台帳（令和７年４月１日）

■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと

（旭地区上位5位）



これまでの地区での活動と地域福祉推進会議での主な意見



コアメンバーによる打合せを定期的に開催し、地域の福祉推進についての検討を進めてきました。これまでは特に「多世代交流」など住民や団体同士のつながりについて重点的に話し合いを行い、地域の多様な方とつながりながら令和５（2023）年度と７（2025）年度に「多世代交流ウォークラリー」を開催いたしました。地域福祉推進会議では、地区で開催しているイベントをさらに多世代、多文化に展開し、交流やつながりの機会を作っていきたいといった意見、困っていても表面化しづらい人たちを孤立させない、誰もが安心して地域で暮らせる取り組みを考えていきたいといった意見が出ました。

重点目標と今後の取り組み案

重点目標　ごちゃまぜの多文化交流をもりあげよう！

多世代からさらに進んだ、こどもも高齢者も、外国の人も障害がある人も、地域のどんな人とも交流ができる地域を目指します。

重点目標　日頃から顔を合わせた、つながりのわを作ろう！

気軽に楽しく続けていける活動の中で、顔の見える関係を地域で育んでいきます。その中で、SOS を出せない人でも支援につながりやすい仕組みを目指します。

＼　こんなことをやっていきます！　／

- どんな人ともあいさつができる関係を作り、日本一あいさつができる地域を目指します。
- 誰もが集まれて気軽にコミュニケーションがとれる場所を作ります。
- 外国人、障害者、高齢者、生活困窮者や転居してきたばかりの人など、どんな方とも交流を進め、支援の担い手としても活躍してもらえるように、お互い顔の見える関係を築いていきます。
- みんなに届きやすい情報発信の方法を検討します。

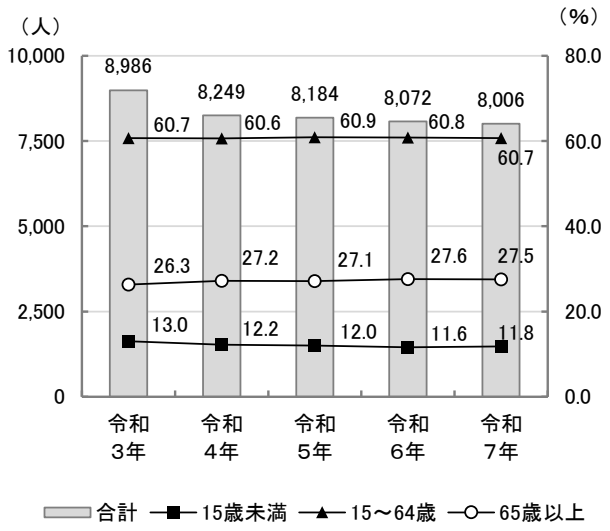
6　西端地区

データ・アンケートからみる状況

西端地区の総人口は令和３（2021）年度以降減少傾向にあり、令和７（2025）年度で 8,006 人となっています。他の地区と比較すると、総人口は棚尾地区に次いで少なく、高齢化率は６地区で最も高くなっています。

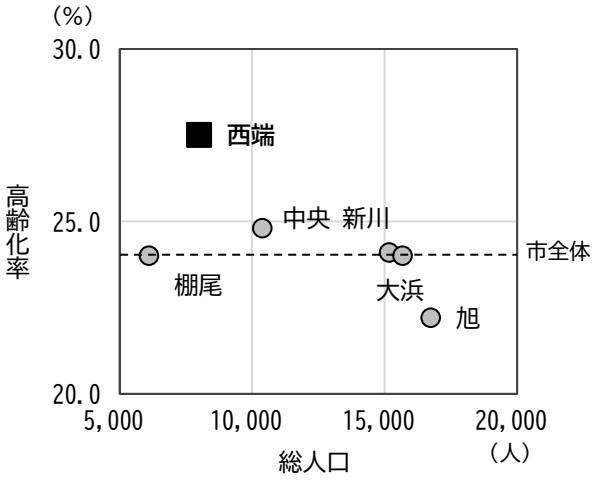
近所づきあいの程度は、市全体と比較して「困ったときにお互いに助け合える程度」、「顔を合わせたときにあいさつする程度」、「ほとんど付き合いはない」が高くなっています。支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢 3 区分別人口割合の推移



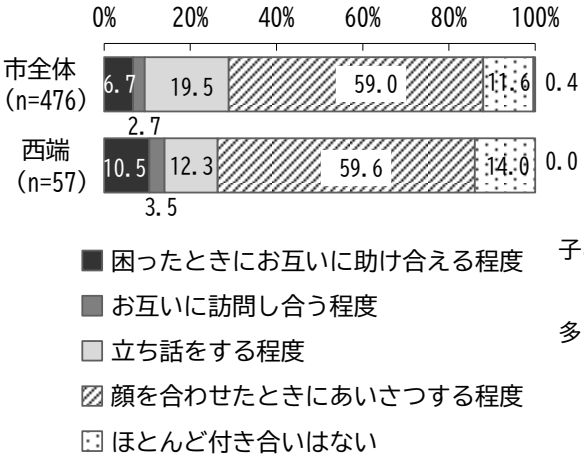
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較



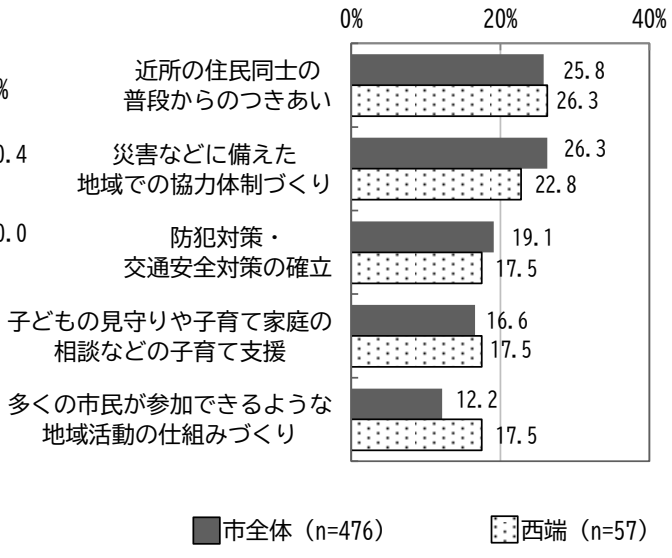
資料：住民基本台帳（令和７年４月１日）

■近所づきあいの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと

（西端地区上位5位）



これまでの地区での活動と地域福祉推進会議での主な意見



地域でのつながりや交流、集いの場の充実のため、西端ふくし応援団を中心に「cafe ちゃのま」を開催してきました。また、「西端ふくし見守り隊」で運転免許返納などによる移動の課題に対して検討し、「にしばた移動支援ボランティア会」による買い物や通院の支援につながりました。

地域福祉推進会議では、改めて地域のつながりの大切さに関する意見、また、活動の担い手に関する意見などが多く出され、様々な人、団体などがつながり、できることから地域の活動に参加することが大切であるなどの意見が出ました。

「クリーンにしばた宣言」にある**「できるひとが　できるときに　できるところで」**の考えを大切に次の重点目標に取り組んでいきます。

重点目標と今後の取り組み案

重点目標　世代を超えてつながろう

こどもから大人まで世代を超えて顔の見える関係をつくり、誰もが気軽に交流できる地域を目指します。つながりが広がることで孤独や孤立の防止、困りごとを早期に相談できるなど、日々の見守りにもつなげていきます。

重点目標　できることから活動に参加し、続けていこう

一人ひとりができることを活かしたり、無理なく楽しみながら活動できる工夫を行い、若い世代から 60 歳代などの退職後の世代も含め、新たな担い手を増やしていきます。

＼　こんなことをやっていきます！　／

- 学校・園と地域が一緒に取り組む活動や「cafe ちゃのま」などを活かし、世代を超えた交流の機会やつながりを深めます。
- あいさつ運動などを通じて、顔の見える関係をつくります。
- 「移動支援ボランティア」など、地域の支え合い活動を進めます。
- 高齢者や子育て世代など、様々な人が参加しやすい機会をつくります。
- 地域活動は「大変」ではなく、「楽しい・役に立てる」と感じてもらえるようにします。
- 短時間・部分的な活動など、参加のハードルを下げ、活動への参加を増やします。
- 地域活動の情報を分かりやすく発信します。
- 地域と人・団体をつなぐコーディネートについて検討します。

第9章　計画の推進

1　計画の推進体制

地域福祉の推進は、市民をはじめとして地域の活動団体、社協、市などがそれぞれの役割を果たし、互いに協力・支援しながら、地域の福祉力向上に取り組んでいく必要があります。

地域の生活課題の複雑・多様化により、重層的な地域内での支援体制の構築及び専門的な支援による対応が求められていますが、実効性を確保するため、庁内の関係課や社協はもとより、地域住民や活動団体等、多様な主体が連携することが大切です。

また、地域福祉に関わる課題は、福祉分野のみならず、防災や文化芸術、まちづくりなど、様々な分野と関係するため、横断的な連携により各種施策を推進します。

2　計画の普及啓発

地域福祉の普及・啓発に向けては、市と社協の広報誌やホームページ等様々な機会を通じて周知します。また、地域福祉推進会議に様々な住民が参加できる取り組みを進めた上で、地域の課題や地区の活動、進捗状況、理想の地域像について会議の参加者で共有し、その取り組みの様子を広く地域に周知することにより理解の輪を広げます。

3　計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を高めるため、ＰＤＣＡ（計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔ））サイクルにより、毎年、庁内の関係課や社協における進捗状況を［地域福祉計画推進委員会*］において総合的に評価し、必要に応じて計画や施策内容の見直し・改善を行います。

地区別計画について市や社協は、各地区で開催する地域福祉推進会議において、地域住民への参加の働きかけや、地区の現状の共有及び今後の取り組みの支援を行います。

資料編

1　令和８年度碧南市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	役職名	委員氏名	団　体　名
1	委員長	榊原　和弘	碧南市民生委員児童委員協議会
2	職務代理	石川　徹	碧南市社会福祉協議会
3		石川　茂敏	碧南市連絡委員
4		山中　謙治	碧南市老人クラブ連合会
5		清澤　和音	碧南市主任児童委員
6		鈴木　たか子	碧南市身体障害者福祉協会
7		三浦　志朗	碧南市手をつなぐ育成会
8		對馬　幸司	社会福祉法人樫の木乳幼児福祉会
9		磯貝　雅樹	碧南市おやじの会連絡会
10		鳥居　多佳子	碧南市ボランティア連絡協議会
11		山田　忍	碧南保護区保護司会　碧南支部
12		溝口　雅喜	碧南市小中学校校長会代表
アドバイザー			
		野尻　紀恵	日本福祉大学教授

2　碧南市地域福祉計画策定委員会規程

平成１７年5月３０日
碧南市訓第１２号

（設置）
第１条　碧南市地域福祉計画を策定するに当たり、広く市民の要望及び意見を反映させるため、碧南市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（組織）
第２条　委員会は、委員１５人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 識見を有する者
(2) 各種団体の代表者
(3) 関係行政機関の職員
３　委員の任期は、碧南市地域福祉計画が策定されるまでの期間とする。
（委員長）
第３条　委員会に委員長を置く。
２　委員長は、市長が任命する。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第４条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（庶務）
第５条　委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

3　へきなん地域福祉ハッピープラン策定の経緯

実施日	内容
令和８年４月２０日（月）から 令和８年５月７日（木）まで	市民意識調査
令和８年４月２８日（火）から 令和８年５月１５日（金）まで	団体等ヒアリング調査
令和８年５月１９日（火）	第１回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和８年５月２０日（水）から 令和８年６月１日（月）まで	庁内ヒアリング調査
令和８年６月２３日（火）から 令和８年７月１５日（水）まで	第１回地域福祉推進会議（６地区）
令和８年６月２４日（水）	第１回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和８年８月１８日（火）	第２回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和８年８月２５日（火）から 令和８年９月３０日（水）まで	第２回地域福祉推進会議（６地区）
令和８年８月３１日（月）	第２回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和８年１０月２８日（水）	第３回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和８年１１月（書面開催）	第３回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和８年１２月	福祉健康部会（市議会）報告
令和８年１２月１１日（金）から 令和９年１月１２日（火）まで	パブリックコメント*募集
令和９年２月●日（●）	第４回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和９年２月２２日（月）	第４回碧南市地域福祉計画策定委員会

4　各地区における活動記録及び効果

5　用語集